

令和8年度

危機管理マニュアル

生活安全

交通安全

災害安全



柳井市立大畠中学校

(令和8年4月1日 改定)

目 次

0 危機管理マニュアルの目的と危機管理の基本方針

1 緊急連絡先・報告書様式

- ・緊急連絡先
- ・職員緊急連絡網
- ・速報、報告書様式
- ・学校安全計画
- ・安全点検実施計画書
- ・避難経路
- ・通学路

2 危機管理について

- ・危機管理マニュアル（概要）
- ・事故発生時の連絡体制
- ・救命救急
- ・報道対応

3 個別の事故対応について

- ・緊急時のガイドライン
- ・大規模災害時における引き渡し
- ・防犯を含む生活安全
不審者対応
- ・学校における事故・事件
体育活動時の事故、熱中症、プール事故、柔道（武道）事故、薬品事故、火災、停電、
光化学オキシダント、感染症・食中毒、エピペン[®]所持生徒対応
- ・交通安全
交通事故
- ・災害安全
台風・暴風雨、風水害、土砂災害、地震・津波、落雷
- ・その他
スズメバチ
クマ等の害獣
インターネット上の犯罪被害防止対策
弾道ミサイル落下時
生徒の自殺未遂・企図・予告・ほのめかし等
校外学習・学校行事

4 その他の資料

- ・防災情報等の入手先
- ・大畠中安心メール登録の仕方
- ・柳井市地震防災マップ
- ・柳井市ハザードマップ
- ・指定緊急避難場所一覧

◆ 危機管理マニュアルの目的

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また本校は、柳井市地域防災計画において指定緊急避難場所（切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所）に指定されている。このため、本マニュアルは、柳井市地域防災計画に基づく「避難確保計画」としても位置付けられる。

◆ 危機管理の基本方針

本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 子どもの生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

危機管理のポイント

- 生徒及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と生徒、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った生徒やその保護者等への継続的な支援を行う。

緊急連絡先・報告様式等

- ・ 緊急連絡先
- ・ 職員緊急連絡網
- ・ 速報、報告書様式
- ・ 学校安全全体計画
- ・ 安全点検実施計画
- ・ 避難経路
- ・ 通学路

緊急連絡先

柳井市関係

市教委	柳井市教育委員会学校教育課	0820-22-2111	(内線320～323)
柳井市役所	危機管理室	0820-22-2111	内線431
	大畠出張所(大畠公民館)	0820-45-2211	
	保健センター	0820-23-1190	
警察	柳井警察署生活安全課	0820-23-0110	
	柳井警察署大畠駅前駐在所	0820-45-2352	
消防	柳井地区広域柳井消防署東出張所	0820-45-2911	
警備	総合警備保障	0820-22-8150	
病院	周東総合病院	0820-22-3456	
	最所クリニック	0820-45-2252	
	野田整形外科	0820-24-2345	
	広実歯科	0820-22-0474	
	藤本眼科	0820-23-8777	
電気	中国電力	0120-616317	
	中国電気保安協会	0820-23-0550	
	吉村電気管理事務所	0820-22-3238	電気工作物点検
	トオル電気	0820-22-1378	消防用設備
ガス	ベルダ	0820-45-3111	ガス器具 灯油
鍵	体育館、武道場鍵管理人 大本	0820-45-2303	

県教委への連絡先

24時間対応

児童生徒関係	学校安全・体育課	
教職員関係	教職員課	
火災・自然災害	教育政策課	

平常時

不審者・盗難	学校安全・体育課 (学校安全班)	083-933-4673	児童生徒に関する こと
授業中の事故			
交通事故			
爆破予告・事件			
問題行動	学校安全・体育課(児童生徒支援班)	083-933-4680	いじめ、自殺等
学校保健関係	学校安全・体育課(こども元気づくり班)	083-933-4685	食中毒・流感等
部活動事故	学校安全・体育課(スポーツ振興班)	083-933-4690	
教職員交通事 故・不祥事	教職員課(学校管理班)	083-933-4555	
教職員の死亡等	義務教育課(地域支援・人事班)	083-933-4595	

3 速報様式

学校から学校教育課宛ての速報様式（FAX 等用）

学 校 事 件 ・ 事 故 報 告 （ 速 報 ）

学 校 名	柳井市立大畠中学校	発 信 者	
発 信 日 時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分

1 件 名					
2 被 害 者 (被 災 者)	学 校 名	学 年	性 別	氏 名	保 護 者 氏 名
		年	男・女		
(備考) 受診した病院名、傷病の程度等					
3 加 害 者	学 校 名	学 年	性 別	氏 名	保 護 者 氏 名
		年	男・女		
4 発 生 日 時					
5 発 生 場 所					
6 事故等の概要					
7 学校・教育委員会の措置					
8 そ の 他	警察への被害届	有・無			
	報道発表・取材	有・無			
	特記事項				

4 報告様式（例）

令和〇〇年（〇〇年）〇月〇日

柳井市教育委員会
教育長 西元 良治 様

柳井市立大畠中学校
校長 藤原 篤

印

学 校 事 件 ・ 事 故 報 告 書

- 1 件名
- 2 （被害・被災者）学年・氏名（性別）・保護者氏名
- 3 （加害者）
- 4 発生日時
- 5 発生場所
- 6 概要（できるだけ箇条書きが望ましい）
- 7 被災・傷病の程度
- 8 学校が行った指導措置及び今後の対策等
- 9 関係機関が行った指導措置等
- 10 その他の参考事項
（本人について特記すべき事項、保護者の意見、事故の場合は現場の略図等）

令和8年度 学校安全全体計画

柳井市立大畠中学校

学校教育目標
広い世界に目を向け、自己の殻を破る“おおばたけっ子”の育成 —本気と感動の教育を通して—

めざす生徒像
創造 ○自分のよさに気づき、自信をもって積極的に行動する生徒（気づく） 愛情 ○他者の思いや願いを受け止め、やさしく接することができる生徒（慮る） 根性 ○困難なことに負けず、挑戦し続ける生徒（頑張る）

学校安全目標
◇危険を察知し、自ら安全に行動できる能力を養う。 ◇他者や社会の安全に貢献しようとする態度を養う。

学年別重点目標	
1年	・地域の実情に合った交通安全指導の徹底を図る。 ・集団生活を通して、校内外で安全な生活を送るため、生活指導の徹底を図る。
2年	・健康で安全な生活を営む態度を育成し、日常生活を自己管理できる能力を育てる。 ・具体的な行動場面における様々な危険を想定する力を身に付けさせる。
3年	・社会生活を営む上で健康安全に関する諸事象を正しく分析し、行動できる力を養う。 ・様々な危険を予測し、けがを回避し安全に行動できる習慣を身に付けさせる。 ・他者や社会の安全に貢献しようとする態度を養う。

安全教育		安全管理		地域・保護者との連携
・薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室 ・ケータイ安全教室 ・交通安全教室 ・安全意識把握 ・安全意識分析	・防災訓練（地震・津波） ・防火訓練 ・防犯訓練	・校舎内外の安全点検 ・運動器具の定期点検 ・電気・消防設備点検 ・通学路・地域の危険箇所点検・整備 ・除草活動	・緊急・救急体制	・学校保健安全委員会 ・柳井市情報共有システム ・保護者との街頭巡視 ・スクールガード ・うずしお協育ネット ・安心メール ・Webページ 学校だより - 協育ネットだより

令和8年度 安全点検実施計画

1 安全点検の目的

学校の環境衛生活動の内容は、児童生徒の身近な環境教育として取り扱われる必要性のあるものが多いことから、環境衛生活動の内容によっては教育として価値のあるものがある。

そこで、学校の環境を衛生的に保持し、必要によって改善を図る学校環境衛生は、

- (1) 生徒の生命を守り、心身の発育発達を促し、健康の保持増進を図ること。
- (2) 生徒の学習能率の向上を図ること。
- (3) 生徒の豊かな情操の陶冶を図ること。

を目的として営まれるものである。

2 実施方法

- (1) 点検表をもとに担当場所の安全点検を実施する。

毎月始めに点検し、点検表に記入する。

- (2) 点検表に基づいて、修理・保全を行う。

実施した場合には、点検表にもその旨記入する。

- (3) 点検結果一覧表に、問題のあった箇所を転記する。

＊ 安全点検とともに、清潔な環境であるかも点検する。

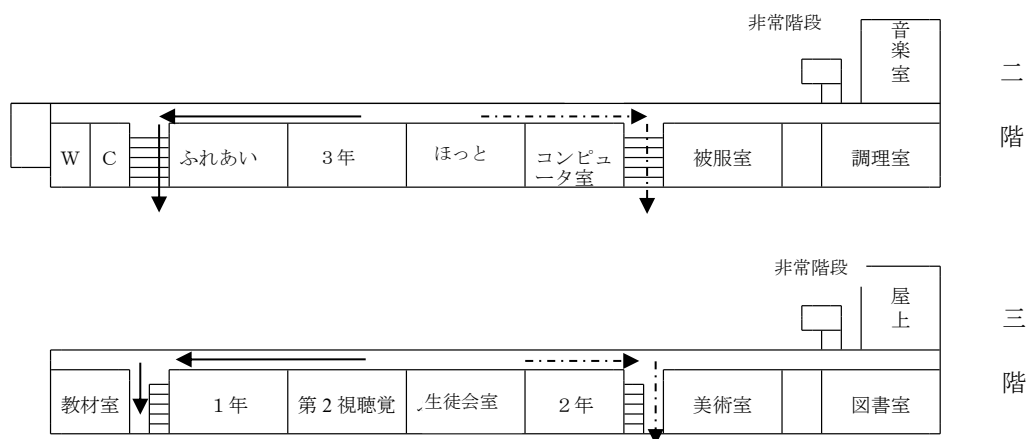
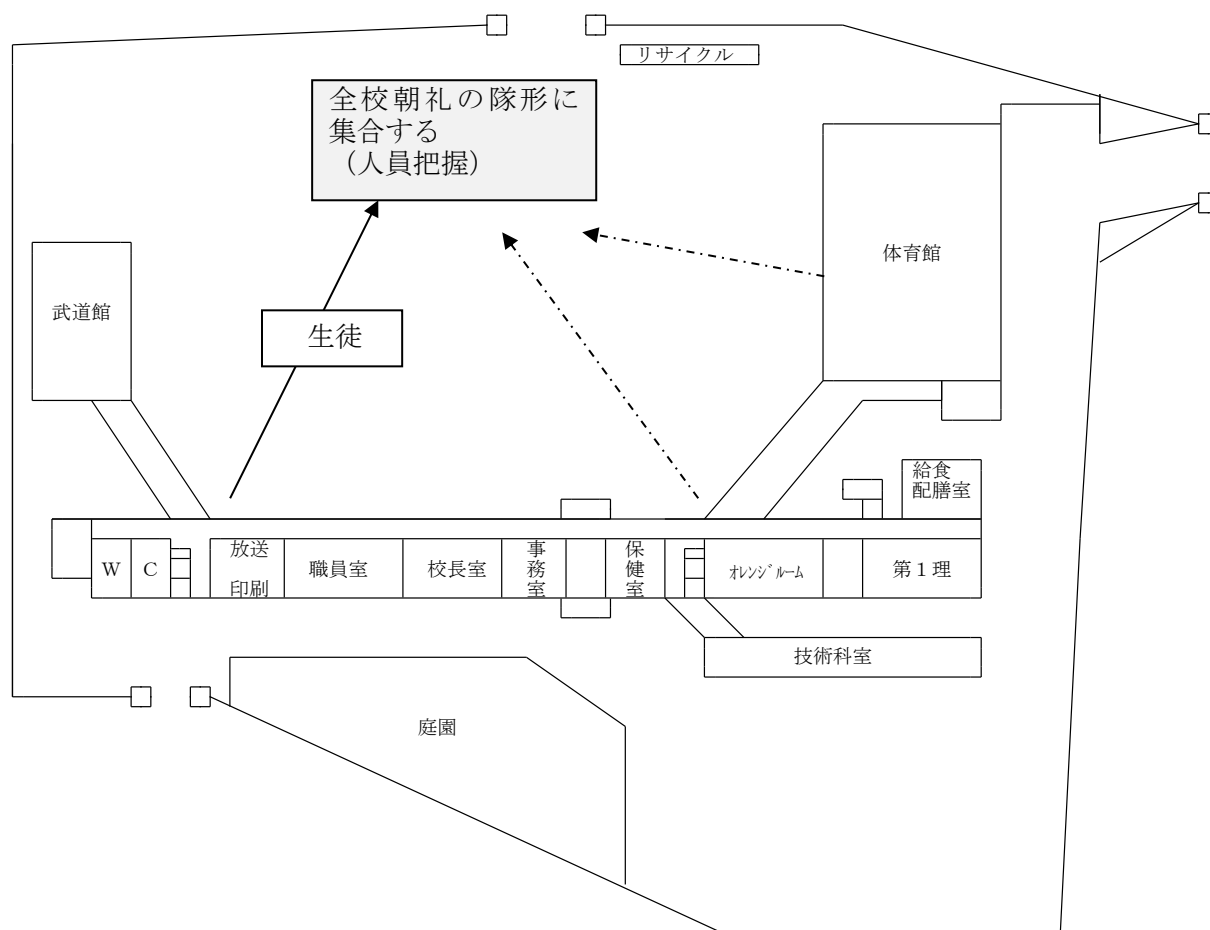
3 担当者及び点検場所

担当者		点 検 場 所
01	校 長	校長室
02	教 頭	職員室、技術室、農具倉庫
03	教務主任	放送室、コンピュータ室、研修室（2F）
04	1年担任	1年教室、自転車置場、更衣室（3F）、生徒会室
05	英語主任	第2視聴覚室、教材室、ふれあい室（2F）、ほっとルーム
06	図書担当	図書室、被服室・準備室、調理室、美術室・準備室
07	3年担任	3年教室、体育館、武道場、グラウンド・倉庫
08	理科主任	理科室・理科準備室、音楽室・音楽準備室
09	事務主任	事務室・玄関まわり、印刷室、階段
10	養護教諭	保健室、オレンジルーム、給食室、トイレ

※各担当の点検場所前の廊下・手洗い場も合わせて点検をお願いします。

避難経路

- 校舎内は走らない。グラウンドは駆け足
- 避難後は、全校朝礼の隊形に整列する



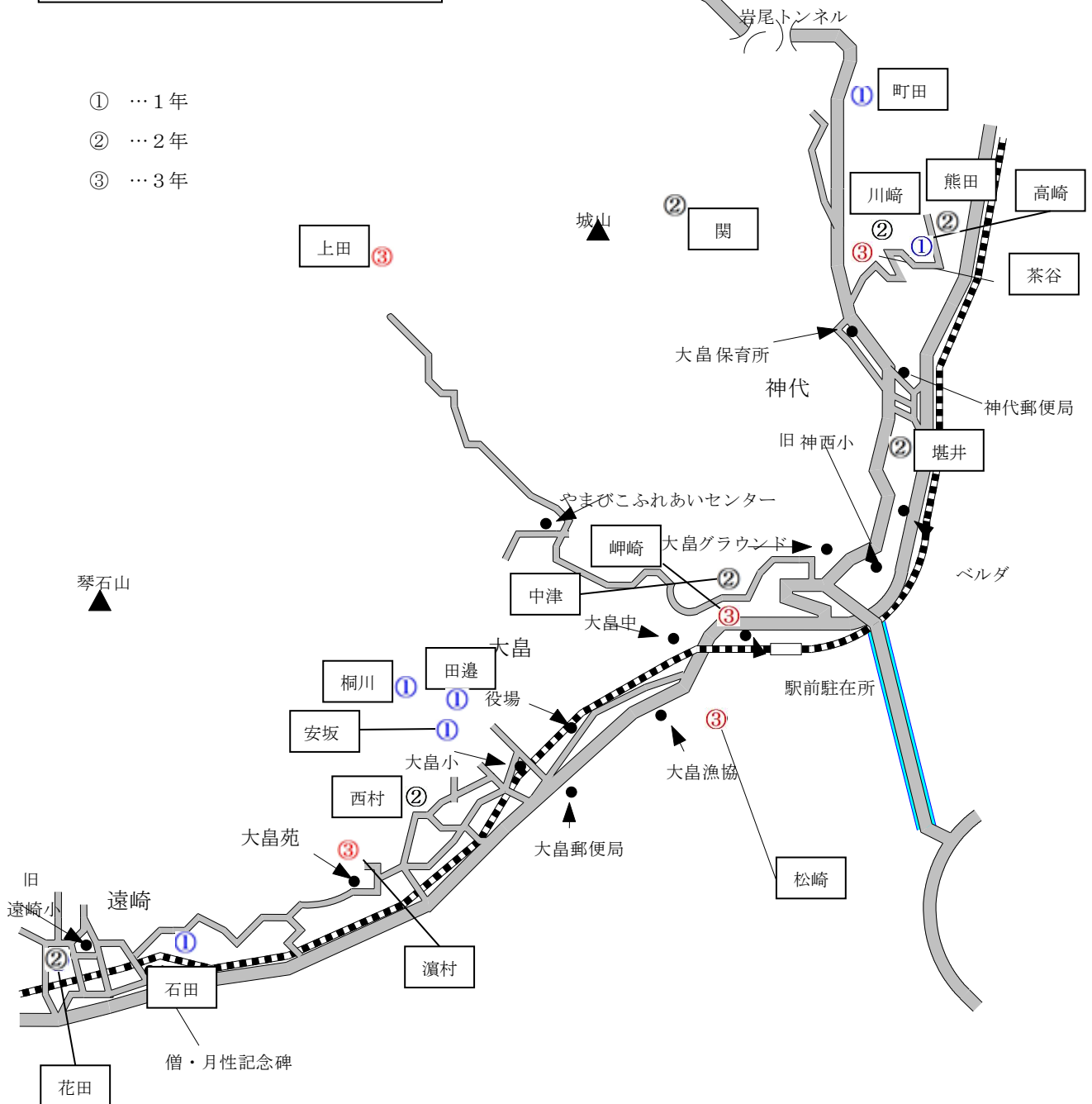
令和 8 年度 大畠中学校生徒通学路

《 校区外通学生徒 》
3 年 ムファロワシェ (柳井南町)
アンドレイ (柳井港)

《 校区外通学生徒 》
3 年 ムファロワシェ (柳井南町)
アンドレイ (柳井港)

取扱注意

③ … 3 年



危機管理について

- ・ 危機管理マニュアル（概要）
- ・ 事故発生時の連絡体制
- ・ 救命救急
- ・ 報道対応

1 学校危機管理とは

子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止するとともに、万一、事件・事故、災害が発生した場合に、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対処すること。

2 3段階の基本対応

(1) 危険の未然防止（平常時）の対応

生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止する。

- ・安全教育の充実
- ・安全管理の徹底
- ・組織活動の充実

(2) 緊急時の初動、初期対応

的確な初動・初期対応により、安全確保を図り、被害を抑止する。

- ・発生源への緊急対応
- ・危機対応
- ・ケア対応

＊初動（事案発生後1時間程度）、初動を含む初期(発生後2～3日)

(3) 事後の中・長期対応

被害の再発防止を図るとともに、通常生活再開に向け取り組む。

- ・危機対応・・・危機対応、再発防止策の確立、学校再開の準備
- ・ケア対応

3 学校安全の3領域

(1) 防犯を含む生活安全

日常生活で起こる事件・事故への安全対策や防犯

(2) 交通安全

交通場面における様々な危険への安全対策

(3) 災害安全

自然災害（地震、津波・風水害等）及び火災等への安全対策

4 危機対応力を高めるには

- ・常に課題意識をもって全体を見る
- ・本当に安全なのかという視点で教育活動にあたる
- ・気付いた点があれば報告し、解決策を実行するという教職員の危機意識に基づく行動

5 学校における危機管理の方針について

(1) 危機管理の目的

- ① 生徒の生命、安全を守る
- ② 学校に対する社会的信用
- ③ 教職員の生活を守る

(2) 危機管理の対応

- ① 予防的対応

- ア 事故・事件が起こらない日常の学校経営・学校運営を行う。
- イ 毎月の安全点検と日常の生徒の観察記録を行う。
- ウ 小さな異変やサインを見逃さない。

② 発生時の対応

- ア 生じた危機の確認・調査 → 正確な情報（原因・状態等）
- イ 危機管理の方針 → 手段の選択・組織の編成等
- ウ 危機の処理 → 迅速に 的確に あらゆる場面を考えて
- エ 終結の明確化 → 組織運営の正常化

6 危機管理システム

(1) 報告すべき事項

- ・ 5W1H （いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ・どのように）

(2) 報告システム

- ・ 現場(発見者・担任) → 養護教諭・教頭 → 校長 → 指示
- ・ 外部への対応 → 窓口の一本化 → 報道、PTA、地域

(3) 予想される危機管理の範囲

生活安全 (含防犯)	・ 校内での事故 授業中、給食中、清掃中、部活動中 (指導者あり・なし) ・ プールでの事故 ・ 問題行動・・・不登校、いじめなど ・ 教育上のトラブル・・・体罰、自殺予告電話など ・ 食中毒・・・給食、調理実習、水道水など ・ 不審者の侵入 ・ 教職員のけが・病気
交通安全	・ 生徒の登下校中の交通事故 ・ 生徒の休日、放課後の交通事故 ・ 校外学習時の交通事故 ・ 教職員の出退勤途中の交通事故
災害安全	・ 火災 ・ ガス漏れ ・ 停電、漏電、感電 ・ 台風等暴風 ・ 風水害・土砂災害・地震・津波
その他	・ 弾道ミサイル ・ 感染症 ・ 大気汚染 ・ インターネット上の犯罪被害 等
避難場所	・ 本校体育館・グラウンド・大島グラウンド（二次避難場所）

(4) 救急車両依頼 119番

- ・「もしもし、救急車をお願いします」
- ・事故者、疾病者の人数、年齢、性別
- ・その状況「いつ」「どこで」「どうして」「意識の有無」「本人の身体状況」
- ・通報者名「大畠中学校の〇〇です」
「電話番号 0820-45-2202です」

＊応急処理、保護者連絡、周囲へのケア

(5) 学校管理下内：校内傷病事故等の対応について

- ・傷病者の救助を第一にする。
頭部（顔）、腹部等の傷病が疑われる場合、早急に救急車の出動を依頼する。
- ・保護者へ迅速に、「落ち着いて、正確に、要領よく、事実を」説明、連絡をすること。
推測、大げさな表現、正当化、弁解等は慎むこと。
当事者のみでなく、相手方の保護者にも連絡すること。
- ・管理職は直ちに病院等へ見舞い謝罪する。
- ・傷病者本人または周囲の生徒から、十分に聞き取りを行い、情報を収集する。
- ・管理職、担任、養護教諭等で情報を共有する。
- ・収集した情報を、全教職員で共有する。
- ・教育委員会へ報告し、警察等関係機関・PTAとも連携を図る。
- ・負傷者・保護者に対して、校長・教頭・関係職員は誠意を尽くす。
問題が解決するまで見舞いや連絡を継続する。

(6) 学校管理下外：交通重大事故等の対応について

- ・第一報受信後、管理職に報告。さらに、警察署、消防署へ情報を確認する。
- ・管理職は、情報一元化とともに、現場対応、保護者対応、報道対応、記録の役割分担を行う。
- ・事故現場へ複数教員。携帯電話所持、事故状況、目撃生徒等確認。
- ・保護者へ迅速に、「落ち着いて、正確に、要領よく、事実を」連絡をする。
- ・教育委員会へ報告する。
- ・管理職は、担任とともに搬送先病院に急行する。
- ・病院関係者、検察等との対応、情報収集。
- ・目撃生徒や被害者の友人等の確認とケア。

状況は「詳しく」「落ちなく」
対応は「迅速かつ誠意をもって」～その時、その日のうちに～
「あきらめない・見逃さない・見捨てない」

(7) 緊急時の校内対応組織

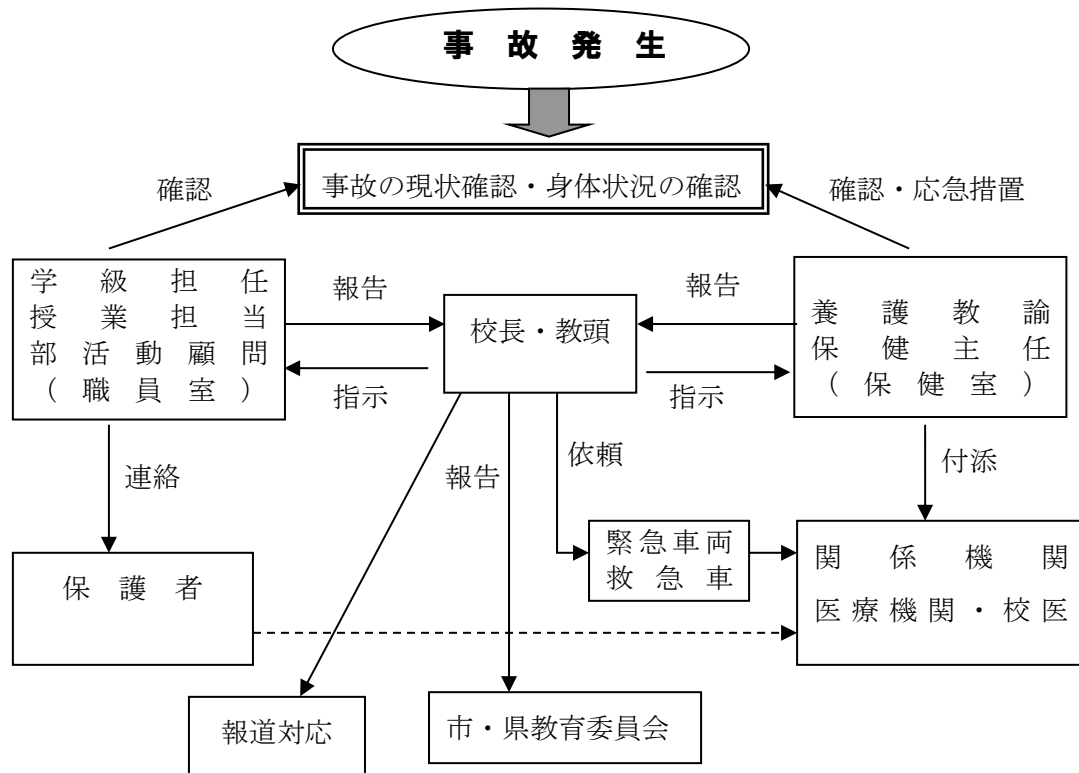
役割分担	担 当	主たる活動内容
責 任 者 (全体指揮)	①校長 ②教頭	・ 事案の全体把握と対応決定 ・ 警察、教育委員会との連携 ・ 被害者・被災者への対応（事案により謝罪） ・ 保護者対応、報道対応など
学校安全 (危機管理)	・ 教頭 ・ 生徒指導主任 ・ 教務主任 ・ 保健主任	・ 最新情報の把握 ・ 学校内外の安全状況の把握 ・ 保護者、関係機関、報道等への連絡・通知等 ・ 報告準備 ・ 記録(時系列)の整理 ・ 食事等補給など
報道対応	・ 校長・教頭	・ 報道対応準備
保護者対応	・ 教頭・学年主任	・ 該当保護者への状況説明・支援等 ・ 全保護者への緊急連絡による不安軽減 ・ 緊急保護者会や通知文の準備など
学年・生徒対応	・ 学年担当	・ 被害児童等への付添・見舞い ・ 学年児童等の状況把握と不安軽減など
ケア班・応急手当	・ 養護教諭 ・ 教育相談担当	・ 学校医・医療機関等との連絡連携 ・ ハイリスク児童等の把握（ケア会議開催） ・ 教育相談等のケア活動など

(8) 事後処理

外部との対応	・ 教育委員会(校長、教頭) ・ 報道機関との対応（校長、教頭、教務主任） ・ 保護者説明会(校長、教頭、教務主任、生徒指導主任)
情 報 収 集	・ 記録、報告 ・ 生徒の様子 ・ 通学路の安全 ・ 事件の概要と課題 ・ 経過の観察
教育再開準備	・ 実態に即した指導計画の作成(教頭、教務主任) ・ 施設、教材等の準備 ・ 指導体制の整備、見直し
再発防止対策	・ 安全管理の充実(校長、教頭) ・ 施設、設備の充実 ・ 安全教育の充実
救 護 活 動	・ 負傷者の全容把握、継続支援(教頭、養護教諭) ・ 健康状態の把握 ・ 心のケア C R T スクールカウンセラー

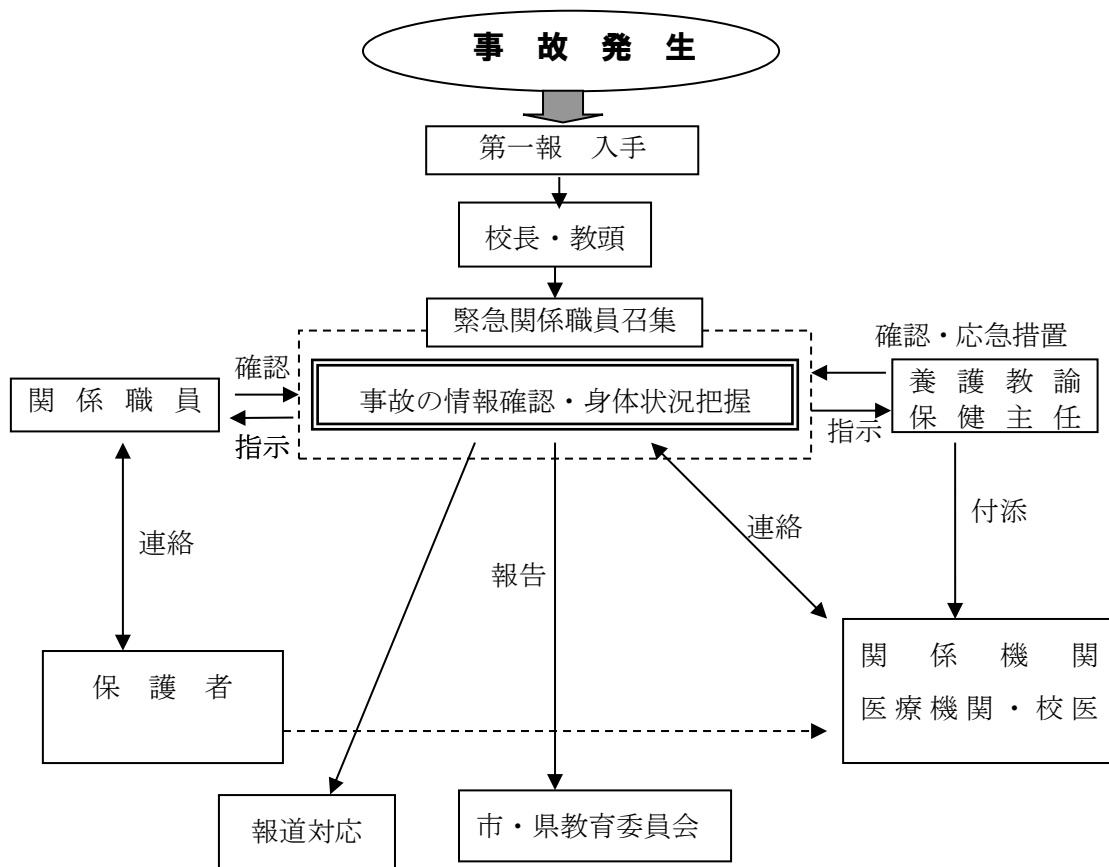
事故発生時の連絡体制

■ 学校管理下の事故の場合



※養護教諭不在時は、学級担任、部活動顧問、職員室教員が応急措置、医療機関への連絡等を代行

■ 学校管理下外の事故の場合



※第一報を受けた者は、ただちに管理職に報告し、緊急に関係職員を招集する。

救急救命

救急救命の手順

①発生した事故災害の状況把握

②傷病者の症状確認

・出血・意識・呼吸・脈拍・傷・骨折・その他

要請基準

③心肺蘇生等の応急手当(現場でただちに)

・意識喪失を伴うもの
・ショック症状(蒼白、脱力感、脈異常、冷汗、あくび等)
・痙攣が継続
・多量の出血
・骨の変化
・大きな開放創(開いた傷)
・広範囲の火傷

④AED手配等の協力要請

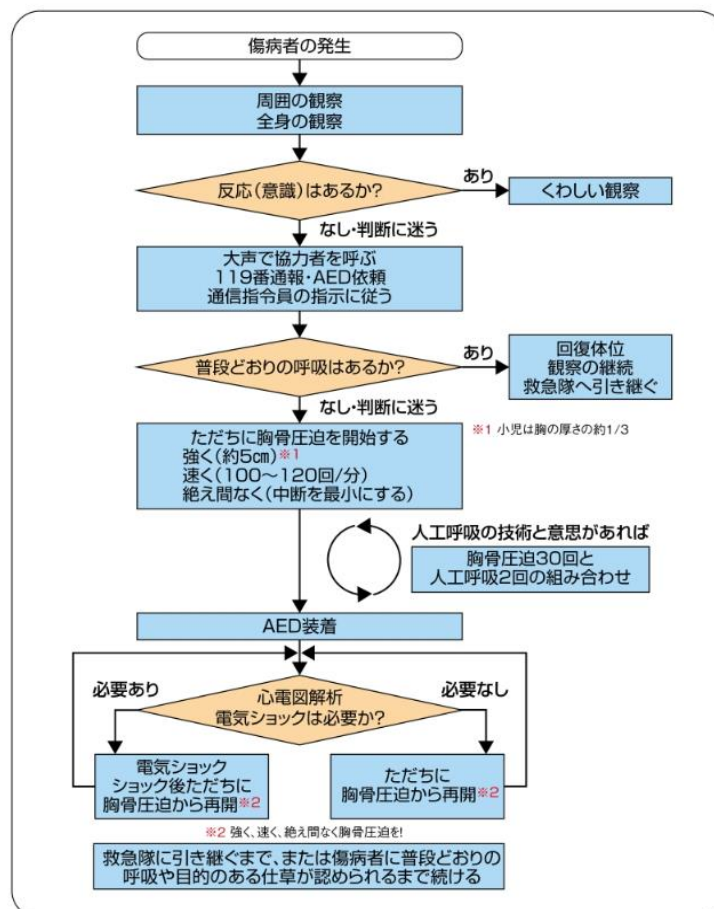
⑤救急車の要請

⑥管理職、養護教諭、保護者への連絡

通報事項

①学校名 : (例) ○○市 △△ 正門前・・・
②だれが : 氏名・・・・・・ 年
③どこで : 体育館で
④どこを : 頭を強く打って
⑤どうした : 意識がない
⑥通報者名 : 自分の名前を

一次救命処置の手順



一般社団法人日本蘇生協議会監修：JRC蘇生ガイドライン2020,p20,医学書院,2021より転載

報道対応

報道対応チーム

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・担任

基本方針

- ① 学校が主体的に、誠意をもって対応する。
生徒の人権尊重の視点に留意する。
正確な情報を積極的に公開する。
- ② 報道対応チームを立ち上げる。
報道対応窓口は一本化する。（教頭）
- ③ 正確な受け答えをする。
説明資料、想定問答を用意する。
守秘義務に留意する。
- ④ 背景や原因に係わることには慎重に対応する。
（早い段階で「いじめはなかった」と断定しない）
- ⑤ 多数の取材が想定される場合には、記者会見の設定をできるだけ早くする。
事案の状況把握を勘案する。

対応のポイント

- ① 誠意をもった迅速な対応
学校の指導・対応に不十分な点があった場合には率直に認める。
今後の指導や教育改善に生かし 信頼回復に努める。
- ② プライバシーや人権尊重、守秘義務に留意をして、正確な情報公開。
「出せる情報」と「出せない情報」の区別。
そのための情報管理。
事案の背景と判断される可能性のある個人情報については、生徒の人権尊重の立場で判断する。
憶測で話さない。「現段階ではわからない」
すべての報道機関に公平に情報提供。

公開できない情報や、教育的配慮により取材に応じられないときは、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。
- ③ 対応窓口の一本化
教頭が対応。全職員に周知徹底。
関係保護者との連携。
公開によって重大な影響を受ける保護者には、事前に説明、了解を得ることが望ましい。
社名・記者名・電話番号・質問内容等を記録する。

配慮事項

- ① 正確な受け答えのために、メモ、資料、想定問答等を用意する
- ② 人的支援等、教育委員会と連携して対応する。
- ③ 校内での取材条件（制限事項）を決め、報道関係者に伝える。
 - ・取材時間・場所、立ち入り禁止場所、撮影禁止場所の指定、生徒への直接取材の自粛。
 - ・教育活動に支障を来さないための、制限理由を丁寧に説明し理解を求める。
 - ・取材記録・新聞記事等を一元的に集約し保存する。

個別の事故対応について

- ・ 緊急時のガイドライン
- ・ 大規模災害発生時における生徒の保護者への引き渡し
- ・ 防犯を含む生活安全
 - 不審者対応
- ・ 学校における事故・事件
 - 体育活動時の事故、熱中症、プール事故、柔道（武道）事故、薬品事故、火災、停電、光化学オキシダント、感染症・食中毒
エピペン[®]所持生徒対応
- ・ 交通安全
 - 交通事故
- ・ 災害安全
 - 台風等暴風、風水害・土砂災害、地震・津波、落雷
- ・ その他
 - スズメバチ
 - クマ等の害獣
 - インターネット上の犯罪被害防止対策
 - 弾道ミサイル落下時
 - 生徒の自殺未遂・企図・予告・ほのめかし等
 - 校外活動・学校行事

緊急時のガイドライン（教職員用）

柳井市立大畠中学校

緊急連絡 ⇨ 『大畠中安心メール』で連絡

◎緊急時 参集職員・校長、教頭、教務、生徒指導、関係教職員

	不審者事案等発生時	台風接近時	大雨（雪）・雷・土砂災害発生時	地震・津波発生時
在宅時	・市内子どもを狙った強制わいせつ等の不審者事案 ・市内で不特定多数を狙った凶悪事案 ・市内で凶器を所持した不審者事案 等 自宅待機 ↓ 臨時休校 授業実施 ・事案発生情報、並びに対応を連絡（メール配信） ・安全が確保できない場合は臨時休校 ・授業実施の場合は、保護者の協力のもと、登校	台風接近・暴風・高潮警報発令 臨時休業 自宅待機 ↓ 授業実施 ・前日連絡、並びに今後の対応連絡（メール配信） ・前日又は朝 6:30 対応について連絡（メール配信） ・保護者による安全確保のもと、登校	大雨・土砂災害警報発令、土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報 臨時休業 自宅待機 ↓ 授業実施 ・前日連絡、並びに今後の対応連絡（メール配信） ・前日又は朝 6:30 対応について連絡（メール配信） ・保護者による安全確保のもと、登校	震度 5 以上・津波警報発令 自宅待機 ↓ 臨時休業 授業実施 ・発生後、今後の対応連絡（メール配信） ・災害が発生し、安全が確保できない場合は臨時休校 ・保護者による安全確保のもと、登校
在校時	授業実施後下校又は保護者引渡 ・事件解決の場合、教職員の下校指導 ・事件未解決の場合、学校待機 ・状況により一斉下校または保護者引渡実施（メール配信） ・事件解決が数日間長引く場合、保護者の協力のもと登下校	授業実施後下校 ・教職員の下校指導 ・気象情報を考慮し、授業を打ち切り、下校（メール配信）	授業実施後下校又は保護者引渡 ・落雷の予兆があった場合は屋外での活動を中止し、安全な場所に避難 ・下校させる場合、教職員の下校指導 ・下校困難な場合、学校待機 ・状況により保護者引渡実施（メール配信）	授業実施後下校又は保護者引渡 ・運動場避難、生徒教職員の安否確認 ・施設点検 ・下校させる場合、教職員の下校指導 ・下校困難な場合、学校待機 ・状況により保護者引渡実施（メール配信）
登下校中	・安全が確保できる場所に避難 ・教職員による通学路巡視、登下校後、安否確認	・保護者の協力による登下校、教職員による通学路巡視 ・急な台風接近、大雨等により下校が困難な場合は、気象・災害情報を考慮し、保護者に連絡（メール配信）		・広く安全な場所に避難後、登下校 ・登下校後、安否確認
備考	○子どもの安全第一。また、急変、不測の事態も考えられ、この通りにはならないこともある ○電話やメールが使用できない場合があることも想定しておく ○参考：大畠中学校の海拔は、32m、大畠グラウンドは、53m			
参考	※柳井市役所総務部危機管理課（0820-22-2111） ※本校（体育館）は、市から災害時の指定緊急避難場所に指定【洪水・高潮・地震・津波】 ※情報入手先：柳井市HP、日本気象協会、ウエザーニュース、下関地方气象台、山口県土木防災情報システム など			

大規模災害等発生時における生徒の保護者への引き渡し（教職員マニュアル）

柳井市立大畠中学校

① 引き渡し場所の決定

② 保護者への連絡

- 電話や大畠中安心メールが使用できないことも考えられるため、引き渡しのルールや連絡方法等を事前に文書等で周知・徹底しておく。

（例）【通信手段が使える】メール及び電話（緊急メール未登録家庭）で連絡する。

【通信手段が使えない】学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示する。

※ 原則、引き渡しを想定する事態であれば、保護者判断で参集するよう保護者に周知する。

③ 緊急時引き渡し登録者一覧等の準備・生徒を引き渡し待機場所へ誘導（担任等）

④ 保護者等への対応

○ 保護者等の引き渡し待機場所への誘導

- ・車での来校を想定し、校地内への進入路を可能な範囲で複数用意し、駐車場所への進行方法を明示するとともに、誘導担当者を適切に配置する。

※ 「大規模災害等発生時の児童生徒等引き渡し保護者用マニュアル」参照

○ 引き渡し登録者一覧・照合、引き渡し相手の確認

- ・保護者の場合…生徒が引き渡し相手を認識できているか確認する。
- ・登録番号①～④の場合…運転免許証等の身分を証明する物との照合。申し出のあった氏名、住所、電話番号、続柄等が、引き渡し登録者一覧に記載されている情報と一致し、かつ、生徒による相手の認識が一致しているか。

○ 連絡先の確認

- ・自宅以外の場所に引き取る場合は連絡先を聞き記録する。

○ 名簿へのチェック

- ・引き渡し状況の把握を容易に行うために、生徒の名簿を利用した一覧名簿を用いる。
- ・引き渡し登録者一覧以外の方法で確認を行った場合、その確認方法を記録しておく。

「生徒の名簿を利用した記録例」

番号	氏名	本人との関係	引き渡し相手	確認方法	生徒の確認				引き渡し時刻		備考 （自宅以外の 引取先の場合は記録する）
1	〇〇 〇〇	母			○				14:12	済	
2	△△ △△	父			○				14:25	済	
3	▼▼ ▼▼										
4	●● ●●	知人	③	免	○				14:40	済	〇〇様宅へ
5	□□ □□	叔父	②	一覧	○				14:37	済	祖父宅へ

※ 「引き渡し相手」の番号は、引き渡し登録者一覧の引き取り登録者の番号

※ 「免」は運転免許証による確認 「一覧」は引き渡し登録者一覧

○ 今後の連絡等

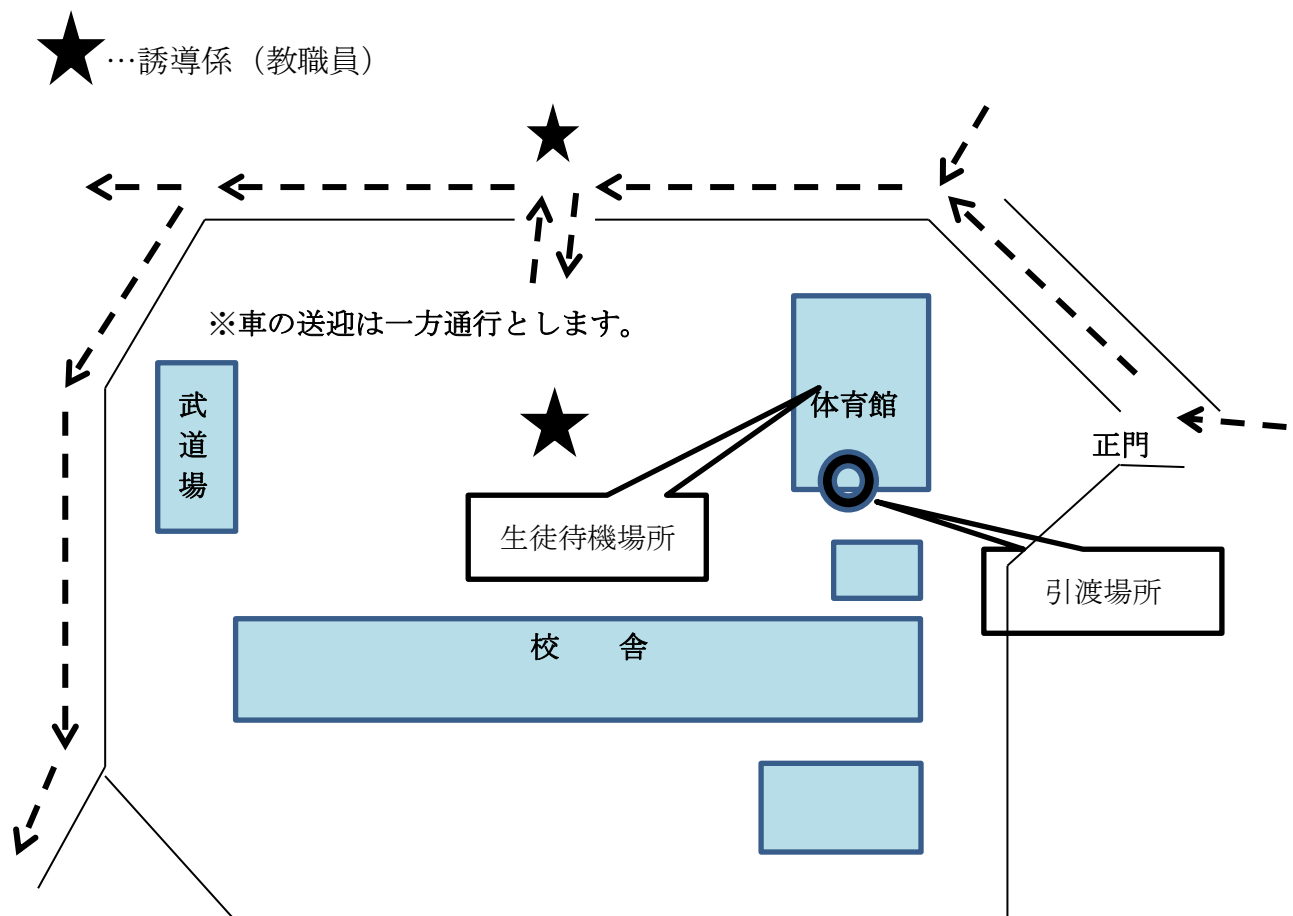
○ 引き渡し時

⑤ 引き渡し状況の集約と教育委員会への報告

⑥ 残った生徒への対応

○ 連絡がとれず引き取りに現れない保護者の生徒は待機させる。担任等は付き添い、心のケアに努める。

○ メールや電話等の通信手段が回復次第、保護者等の緊急連絡先に連絡をとる。



※引き渡し場所は、混乱を避けるために、学年別に設置する。

役割

本部…校長 引渡場所…教頭・各担任・副担任（２）

生徒管理…生徒指導主任・養護教諭 誘導…副担任（２）

電話対応…事務主任

不審者対応

柳井市立大畠中学校

1 【未然防止】校舎及び施設の安全管理について

- (1) 来校者向けに、校門正面及び校舎入り口までの通路途中に入口までの案内板を掲示する。
- (2) 事務室前に来校者受付所を設置し、来校者に署名と名札の着用を求め、その把握に努める。
- (3) 校舎内の巡回は、生徒指導部より割り当てられた教員で行うとともに、管理職や週番・授業が空いている教員で随時行う。
- (4) 教室以外で学習をする場合は、教室の整理整頓を確実にしておく。
- (5) 教室や施設などの定期点検を毎月行い、修理営繕に努める。
- (6) 校内の危険箇所や異常を発見した場合には、直ちに管理職・安全主任へ連絡する。

2 【緊急対応】 緊急連絡体制について

- (1) 緊急事態には、各教室にある防犯ベルなどを使って知らせる。
- (2) 教室以外の場合には、校内放送や大声で知らせる。
- (3) 連絡があった場合には、複数の教員で現場に駆けつけて対応する。

3 【危険回避】 生徒への連絡及び指導

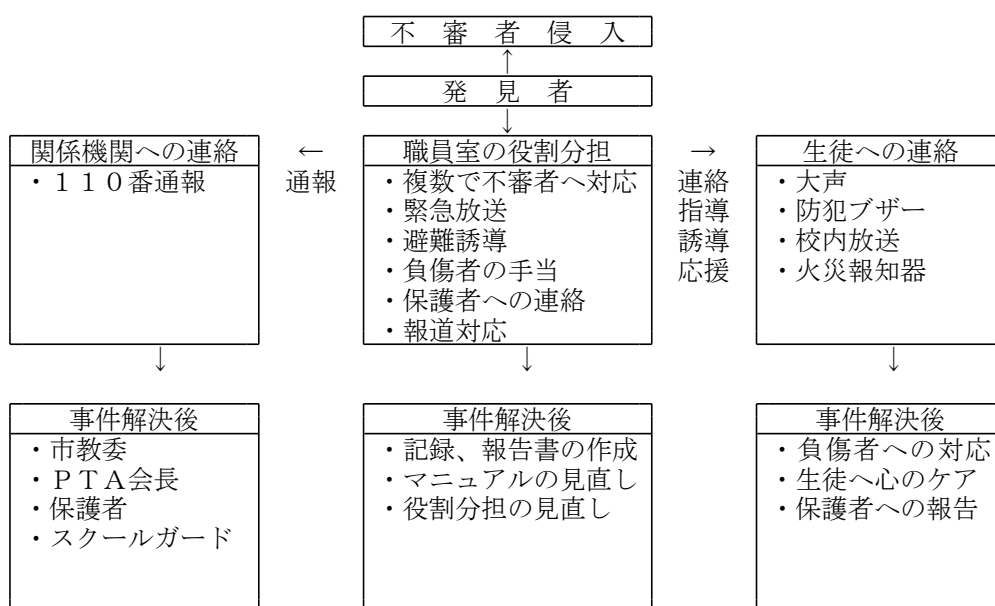
- (1) 緊急事態が発生した場合には、運動場へ避難することを原則とする。運動場で緊急事態が発生した場合には、体育館または武道館とする。
- (2) 不審者を見かけた場合には、すぐ近くにいる教職員に大声や防犯ブザーで知らせる。

職員室では、速やかに校内放送で各教室に連絡し、待機か避難かを指示する。各教科担任は、冷静な判断で生徒の身を守り、安全な場所へ誘導する。

4 【事後の安全管理】学校外における生徒の安全確保について

- (1) 関係機関から不審者情報が入った場合は、安全な登下校について指導を行う。また、特に必要な場合には、教職員を割り当てて巡回指導を行う。
- (2) 必要な場合には、保護者へ状況や対応策を文書やメールで知らせる。

【基本的な対応】



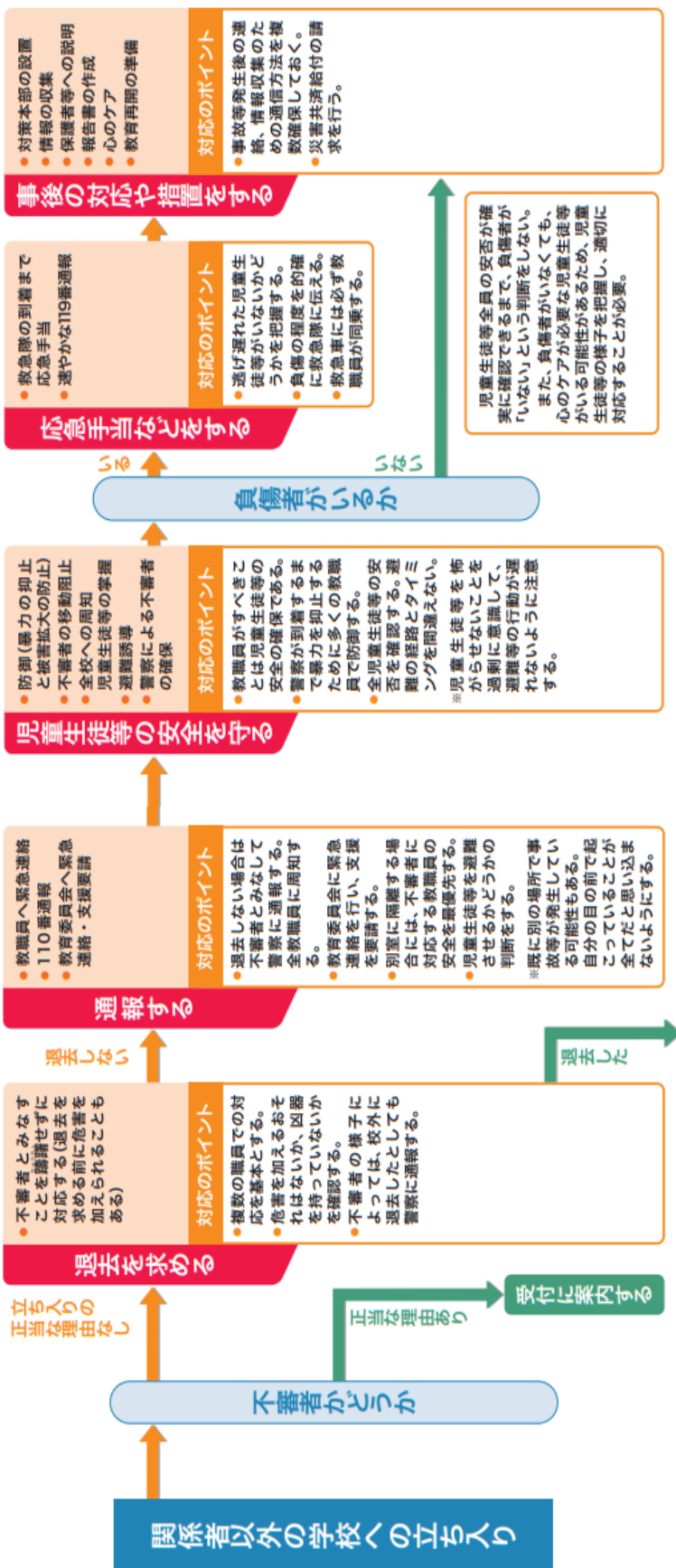
不審者の立ち入りへの緊急対応の例

各学校においては、以下のフローを参考に、各学校の実情にあった対応ができるよう体制整備や訓練を行う必要があります。

初めの対応

緊急事態発生時の対応

事後の対応等



不審者情報の共有

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、

のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。他市の学校含む）に情報提供する体制を構築しておくことが必要です。

文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」から

【不審者】

◆学校における体育活動時の事故対応フロー

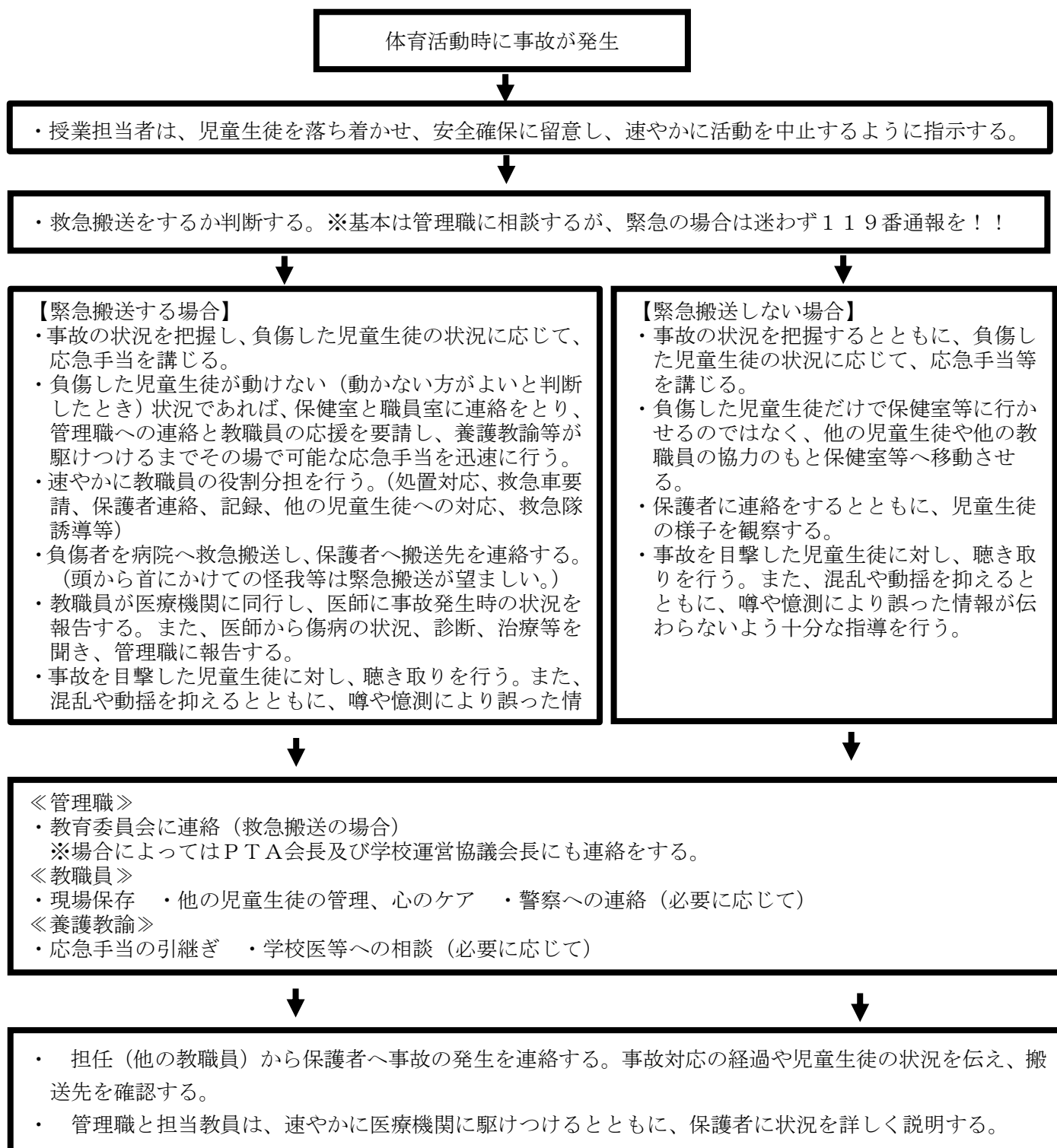
教育庁 学校安全・体育課 作成

本マニュアルは、学校における体育活動時の事故を想定し、教職員が適切な対応を行うための対応フローです。事故が発生した場合、速やかな対応と情報共有を通じて被害の最小化と再発防止を図ることを目的としています。

◎ 事前の危機管理

- ・安全面に十分配慮しながら、児童生徒の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や興味・関心等に応じた学習指導に努める。
- ・児童生徒が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を育成する。
- ・使用する施設、器具等については、安全面を考慮し、日常の安全点検を行うとともに、それらの使用上の注意等についての指導を徹底し、事故防止に努める。
- ・あらかじめ、活動に支障のある既往症等の有無を把握し、日常の健康観察を十分に行い、これに基づいて適切な指導を行う。

◎ 発生時（初動）の危機管理



◎ 事後の危機管理

- ・ 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
- ・ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ・ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ・ 児童生徒の心のケアに努める。
- ・ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直すとともに、事故の再発防止に取り組む。

〔骨折の対応〕

① 骨折の手当

少しでも骨折が疑われるときは骨折の手当を行う。骨折自体は、生命の危険は少ないので、手当はあわてず確実に行う。緊急避難が必要なとき以外はむやみに傷病者を動かさず患部を固定してから医療機関に搬送を行う。

- 全身及び患部を安静にし、患部を固定する。(骨折した手足の末梢を観察できるように手袋や靴、靴下はあらかじめ脱がせておく。)
- 骨折が屈曲している場合、無理に正常位に戻さず、そのままの状態固定する。
- 固定後は傷病者の最も楽な体位にし、腫れを防ぐために、できれば患部を高くする。
- 全身を毛布などで包む。

※開放性骨折の場合は上記の手当と同じであるが、特に次のことを注意する。

- ・ 出血を止め、傷の手当をしてから固定する。
- ・ 骨折端を元に戻そうとはいけない。
- ・ 患部を締めつけそうな衣類は脱がせるか、傷の部分まで切り広げる。

② 骨折の観察

- 症状を調べる

骨折部は1ヵ所だけとは限らないので、全身をよく注意して調べる。

※骨折の症状には腫れ、変形、皮膚の変色、その部分に触った場合の激痛がある。

- 傷病者に聞く

傷病者の意識がはっきりしているときは、受傷時の状況、痛みのある部位などについて、傷病者に聞く。受傷時の状況については、傷病者にも分からないときがあるので、周囲の目撃者にも聞いて判断の参考にする。

③ 固定の方法(固定法)

固定には普通、副子を用いるが、包帯や絆創膏、手拭い、ストッキングなどで傷病者自身の体に直接固定する方法もある。

- 副子

副子とは骨折部の動揺を防ぐため、上肢、下肢及び体に当てる支持物をいう。骨折部の上下の関節を含めることのできる十分な長さ、強さ、幅を持つものが有効である。その条件を備える物ならば、どんなものでも構わない。身近にある新聞紙、雑誌、段ボール、棒、杖、傘、野球のバット、座布団なども利用できる。

- 副子の当て方

- ・ 救助者の1人が、骨折部を動揺させないようにしっかり支えておく。
- ・ 皮膚との間、特に骨ばった場所、かかと、手首、膝、手首、肘などには、タオルなど柔らかい布を十分に入れる。
- ・ 副子は骨折部が動かないように骨折部の上下から包帯でしっかり固定するが、末梢の血行を妨げない程度の強さにする。
- ・ 骨折部の腫脹が進み、固定の包帯がしまり過ぎて痛くなったり、血行を妨げ皮膚の色が変わったりすることがあるので、固定した後もよく観察する必要がある。

(参考)「赤十字 救急法講習教本」(日本赤十字社)

・骨折事故防止パンフレット「なくそう骨折事故」(日本スポーツ振興センター)

https://www.jpnspport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/R3kossetsu/pamphlet.pdf

※骨折事故が起こりやすい状況を「行動」「用具・施設」「指導」の3つのポイントから運動種目別に予防策がまとめてあります。



熱中症対策

1. 熱中症対策ポイント

【予防】

- ・気温、湿度、**暑さ指数（WBGT）**の確認
- ・**長期休み明け、土日休み明けの月曜日**は要注意！
→練習時間を短くする、メニューを普段より軽めにする等の工夫を！
- ・**体調確認**（表のご活用を！）

→体調確認項目に従い、活動前後に必ず下の体調確認表をもとに確認をお願いします。

	確 認 項 目	対 応
1	欠食（朝食、昼食）あり	1～5に一つでも当てはまれば、 本人と指導者（＋養護）で相談して <u>見学 or 要観察</u>
2	頭痛あり	
3	腹痛、吐き気あり	
4	胸痛、息苦しさ（呼吸困難）あり	
5	寝不足、疲労感あり	
6	体調不良による保健室利用あり	自宅で休養、もしくは見学

【処置】

- ・熱中症を疑う症状が生じた場合、I 度熱中症（めまい・たちくらみ・頭痛・筋肉痛・手足のしびれ）と軽度な症状であっても、**その後の運動には参加させない**。
- ・もし、熱中症疑いで倒れたら **10分以内に救急処置を！**
→体温が40度を超えると内臓にダメージがかかるため、30分以内に38度台に下げることが必要！

★基本は **FIRE**

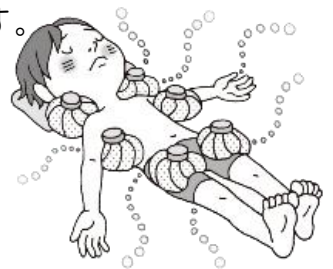
F（Fluid）：液（水分＋塩分）

※血液の塩分濃度が下がると、筋肉の収縮や体内の水分保持・血液の流れを阻害し、強い倦怠感や脱力、けいれん、意識の混濁を引き起こします。

I（Ice）：体の冷却

R（Rest）：運動の休止・涼しい場所で休む

E（Emergency）：「緊急事態」の認識・119番通報



★意識がない、自力で水分補給ができない場合は119番通報を★



3. 救急処置物品の保管場所

＊職員室



経口補水液

奥の冷蔵庫を開いて右側にあります。

＊保健室



保冷剤

冷蔵庫の上段

経口補水液

冷蔵庫の下段



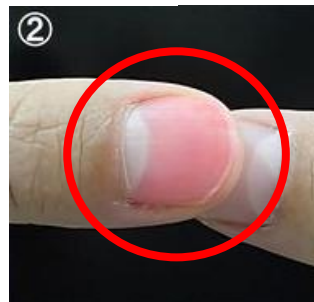
経口補水液の1日の摂取目安量は、学童～成人は「500ml～1000ml／日」です。

／ 爪を押して脱水症チェック！ ／



①

①手の親指の爪を逆の指でつまみます。



②

②つまんだ指を話した時、白かった爪の色がピンクに戻るのに3秒以上かかれば、脱水症を起こしている可能性があります。

4. 暑さ指数(WBGT)の確認方法

① 確認するタイミング

グラウンド・体育館での活動(授業、部活動)を開始する前に、「環境省熱中症予防情報サイト」で暑さ指数を確認し、学校のWBGT測定器で定期的に暑さ指数を測定すること。

体育の授業や運動部の部活動以外の、文化部の屋外活動等の場合も同様とする。

→保健室前にその日の予測のWBGTを記載しています。

保健室前



保健室前に吊しています。熱中症警戒アラートが出ている日など、気になる時は使用されてください。

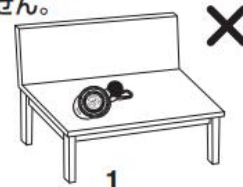


＊環境省のラインを追加すると、その日や次の日の予測WBGTの情報を得ることができます。ぜひご活用をお願いします。

② WBGT 測定器の使用方法

・首や腰に吊り下げる、または三脚に装着してご使用ください。屋外(日射時)では黒球がなるべく陰にならないようにしてご使用ください。
※陰になると黒球温度が下がり、正確にWBGTが測れません。

・ベンチの上や地面(コンクリートや芝生の上など)に直に置いたままのご使用はしないでください。
※照り返しの影響で「周囲温度」等が通常より高くなり、正確にWBGTが測れません。



1

5. 暑さ指数(WBGT)を用いた活動判断

校長は、生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数(WBGT)を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WBGT) (℃)	(参考) 気温 (℃)	注意すべき 生活活動の 目安	日常生活に おける注意 事項	熱中症予防運動指針 ^(注1)	本校の対応
31 以上	35 以上	すべての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。	管理職と要相談 →生徒の健康状態の確認をしながら、日陰や室内での活動を取り入れる、休憩を頻回にいれる等対策をとる。
28～31	31～35		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20 分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人 ^(注2) は運動を軽減または中止。	予防運動指針に準ずる
25～28	28～31	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30 分おきくらいに休憩を取る。	予防運動指針に準ずる
21～25	24～28	強い生活活動で起こる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	予防運動指針に準ずる
21 以下	24 未満			ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	予防運動指針に準ずる

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。
同指針補足 * 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1 ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
* 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安で有り、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

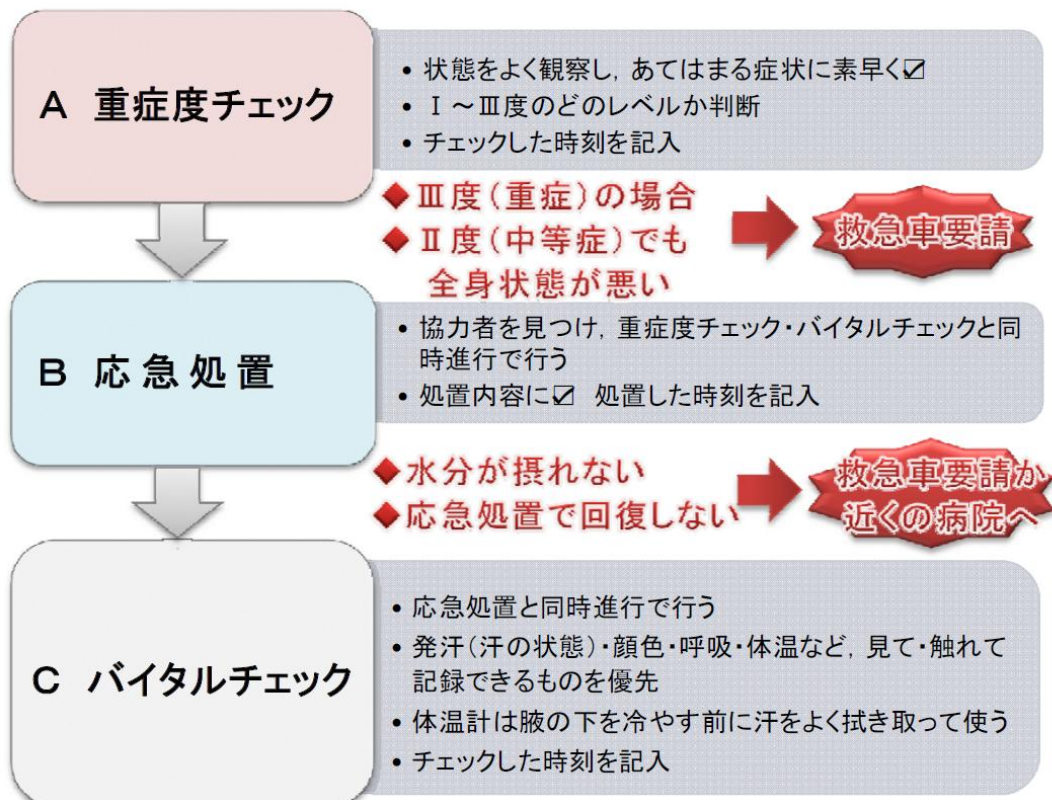
(注2) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

下記ウェブサイトの情報を基に作成

- (1) 環境省熱中症予防情報サイト
<https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

チェックシートの使い方

－ 熱中症を疑った時のABC－



□観察時刻

チェックした時刻、応急処置した時刻を記入。症状に変化があれば、その時刻を記入。

□その他の要因

聴き取れる範囲、わかる範囲で、選択。

□発生時の状況

聴き取れる範囲、わかる範囲で、発生時刻、活動内容、場所の状況、温度や湿度等を記入。

□その他参考となる事項

記録として残したいこと、その後の経過等を記入。

◆受診が必要な時

チェックシートは、医療機関に搬送する場合、情報として提供することができます。

学校医	(TEL)
近くの医療機関	(TEL)
休日・時間外診療案内	(TEL)

- 注意… このチェックシートは、熱中症様症状が見られたときの重症度・緊急度の判断や対応、応急処置、記録等を行うためのものです。
熱中症の症状や進み方は個々によって異なります。医師の診断とは異なる場合もありますのでご注意ください。

熱中症チェックシート (2014年7月改訂)

《作成》 弘前大学教育学部附属学校園養護教諭部会 《協力》 弘前大学教育学部教育保健講座

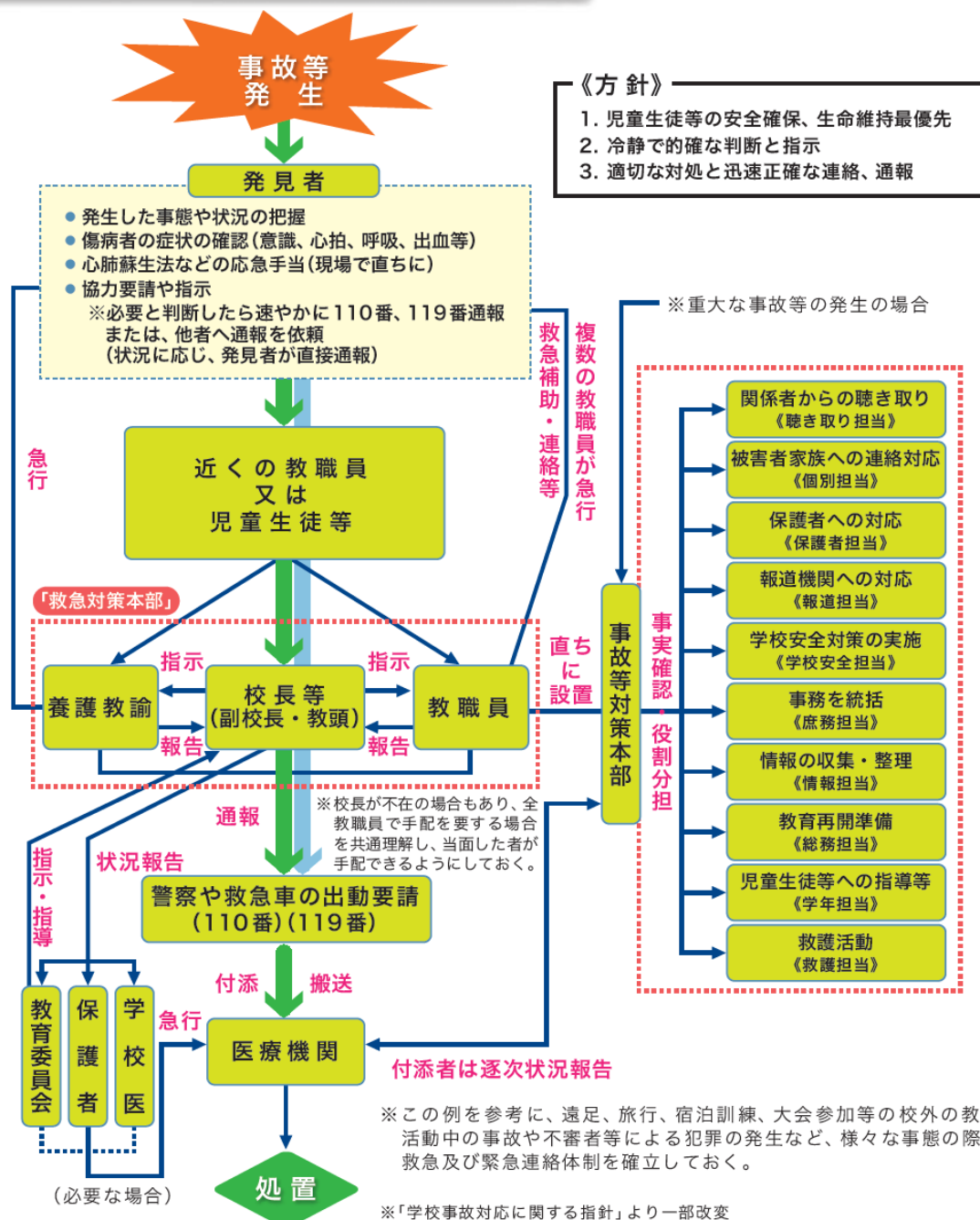
(出典 「熱中症チェックシート」 弘前大学教育学部附属学校園養護教諭部会)

6. 緊急連絡フロー

報道発表を要するなどの必要に応じて、教育委員会へ報告すること。

優先度は 119番 > 110番

事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例

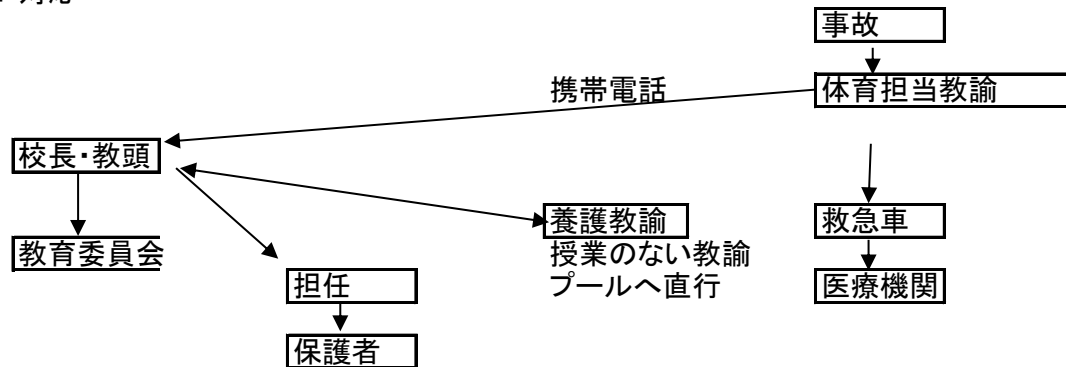


(出典 文部科学省、学校の危機管理マニュアル作成の手引)

プール事故発生の場合

柳井市立大畠中学校

1 対応



2 水泳授業について

- ・アクアヒルやないで授業を行う。
- ・引率は、管理職、保健体育教諭、養護教諭が行う。

3 事故防止取り組みのポイント

① 生徒への安全教育

- ・十分な睡眠、欠食をしない等の体調管理。
- ・十分な準備運動。
- ・周囲の級友の動きに気を配りながら泳ぐ。
- ・異変に気付けば大声ですぐ教諭に連絡する。
- ・人員点呼の重要性を理解し、素早く正確に点呼できるようにする
- ・典型的な事故例を知り、能力に応じた水泳を心がける。
- ・スタート時に深く入水し頭を打つ。
- ・無理な息こらえで気を失う。
- ・一定の技能を身に付けている生徒にも事故はある。

② 施設の安全点検と水質管理の徹底

- ・アクアヒルやないの安全管理による。

③ 始動時の安全管理の徹底と緊急時に備える。

- ・プールサイドに不要品を置かない。
- ・携帯電話を携帯する。
- ・救急対応について明確にしておく
- ・事故発生時には大声で名前を呼び意識の有無、呼吸を確認し、必要な場合は救急車を要請する。
- ・事故現場の目撃者を最小限に抑える。
- ・目撃した生徒の心のケアに努める。

④ 水泳中の事故防止について、保護者に十分な啓発をする。

柔道(武道)事故

柳井市立大畠中学校

■ 柔道(武道)必修化の意義の理解

- わが国固有の文化の伝承
- 礼法等の考え方の理解と相手の動きに応じて対応すること中で、相手を尊重する態度を養

1 未然防止

(1) 練習環境(武道場)の事前の安全確認の徹底

- ① 畳の傷み、損傷、ずれ、段差の有無の確認
- ② 釘やささくれ、鋸などの危険物がないこと
- ③ その他活動の障害となる突起物や不要物がないこと ※防護マットの有無

(2) 生徒への安全教育の徹底

- ① 授業実施前の体調管理の把握と、十分な準備運動の実施
- ② つめの長さや柔道着、畳のずれ等の確認と事故発生危険性への気づき
- ③ 柔道事故の事例を紹介し、生徒の実態や、経験に応じた段階的な指導
- ④ 練習時の約束やマナーを守る、ふざけないなどの指導の徹底

(3) 指導時の安全管理の徹底

- ① 武道場の安全点検(安全点検表の記録)及び救急用具の携行
- ② 柔道の経験の有無、運動能力、体格、天候、気温等に応じた練習時間・量の調整
- ③ 活動時には生徒相互に十分な間隔をあけるなどの、接触事故の危険防止
- ④ 授業終了時に生徒の健康状態を再度確認

(4) 具体的な留意点

- ① 生徒の体調の把握(無理な活動はしない、夏季の熱中症の予防)
- ② 大半が初心者のため、段階的な指導をする
 - ・「受け身」の確実な習得
- ・投げ技等は易→難、低→高、遅→速、弱→強へ
- ・固め技は抑え技のみ指導 絞技、関節技は指導しない。
- ・練習相手の体格、体力を考慮した練習相手となるよう配慮する。

2 緊急時の対応

- 被害生徒から他生徒を遠ざける ○直ちに養護教諭等と呼びに行かせる
- 現場状況の記憶、嘔吐物等は保存する ○早急な応急措置及び医療機関への搬送

(1) 頭部の打撲

- ① 頭部を打った可能性がある場合は無理に起こそうとせず頭を動かさない。
- ② 意識の有無の確認(軽く肩をたたきながら声かけ)
- ③ 反応が無い場合は心肺蘇生法などの応急手当て
- ④ 質問への反応等で正常でない場合は、意識障害と判断し救急車を要請
- ⑤ ふらつき、耳・鼻・目の周りの出血は医師の診断へ

※頭部加速損傷：頭が強く急激に揺さぶられることによる脳の損傷

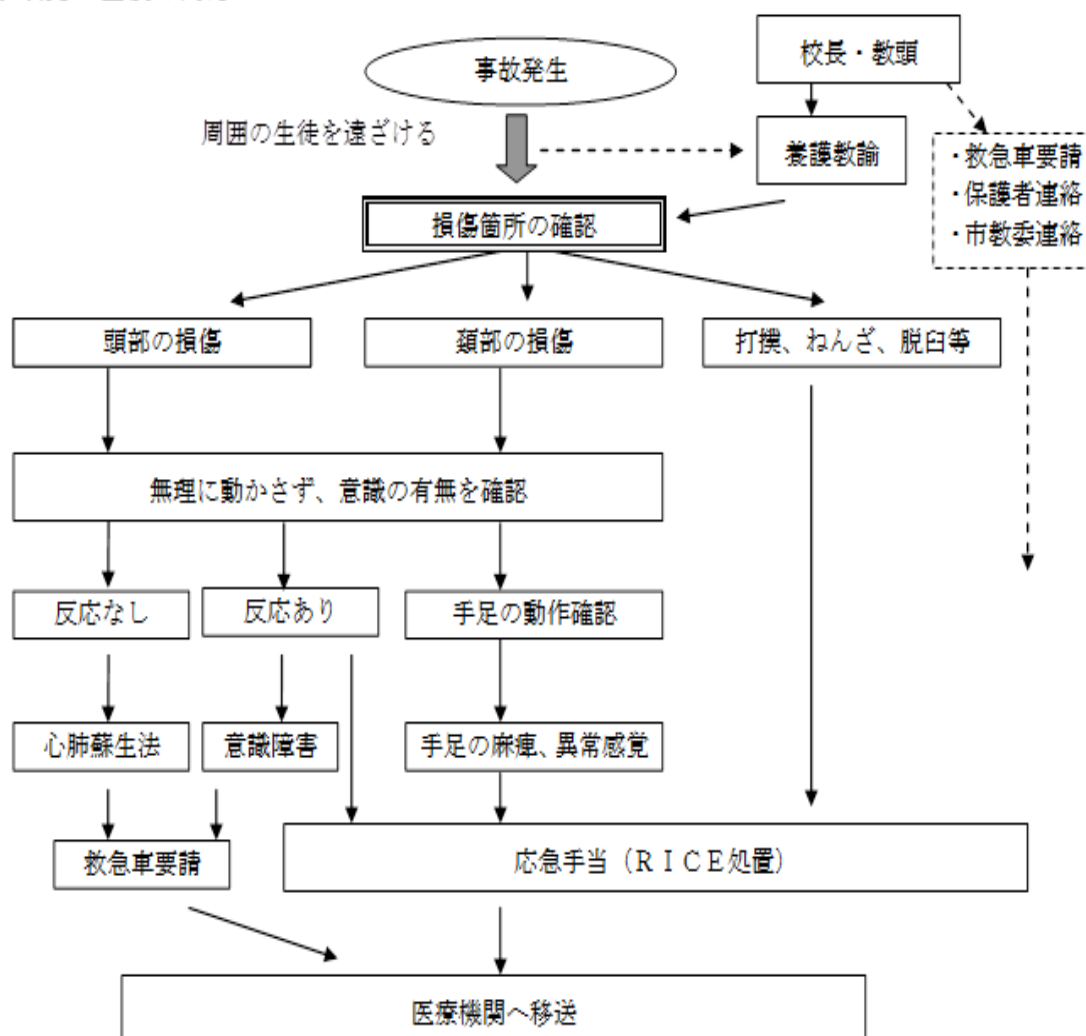
(2) 頸部の損傷

- ① 意識確認を行う。無理に動かさないこと
- ② 手足の麻痺の可能性があるので、手、指、ひじ、足等の関節の動作を確認する
- ③ 異常感覚(ぴりぴりした感じ)を含め、麻痺がある場合は直ちに救急車を要請する。

(3) 打撲・ねんざ・骨折・脱臼等

- ① 応急手当てののち、救急車をよぶなど早急に医療機関へ移送する。
- ② 傷が認められる場合は 流水による洗浄、出血部位をタオル等で圧迫し医療機関へ

事故発生直後の対応フロー

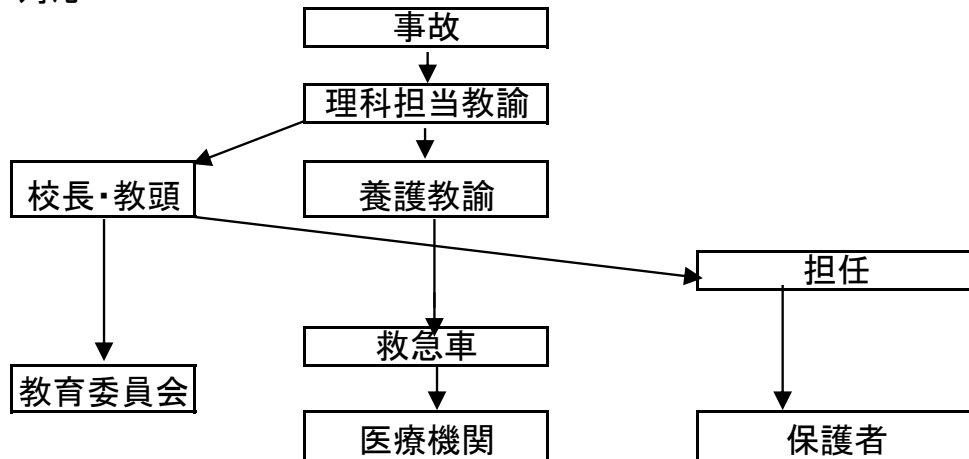


※ RICE処置（安静Rest、冷却Icing、圧迫Compression、挙上Elevation）

薬品事故発生の場合

柳井市立大畠中学校

1 対応



2 事故防止取り組みのポイント

① 理科薬品の安全管理の徹底

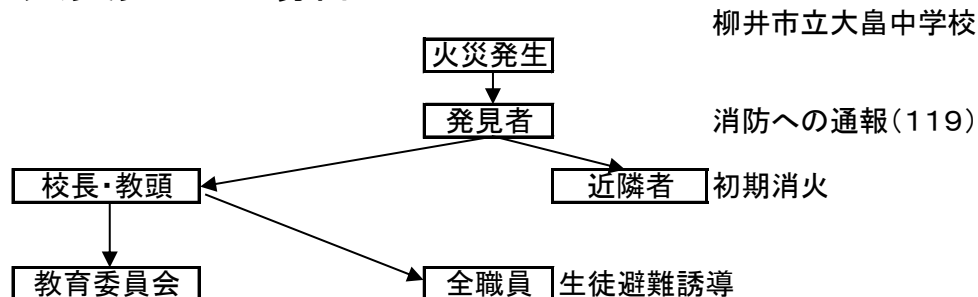
- ・薬品庫は理科準備室の外室におく。
- ・腐食等ある薬品庫は新しいものと交換する。
- ・地震対策として壁に固定する。
- ・ガラス窓のない薬品庫を使用する。
- ・転倒防止のため、仕切りの入った保管用トレーに保管する。
- ・液剤は砂を入れて保管する。
- ・学期毎に在庫量と帳簿量を確認する。
- ・使用がないときも、任意に抽出し重量を量り、在庫量を確認する。
- ・不要な薬品は、適正な方法で廃棄する。
- ・管理帳簿の毎学期の確認欄に学校長の確認印を受ける。
- ・使用する度に、薬品の量を計量し帳簿に記入する。
- ・在庫量と帳簿量を確認する。
- ・理科薬品保管庫の取り扱いは、教員が行う。生徒にはさせない。
- ・学校薬剤師による点検を、年1回以上実施する。結果の報告を校長が受ける。

（毒物劇物危害防止対策総点検日 11月11日前後）

② その他の薬品の安全管理の徹底

- ・農薬、プール薬品等の管理を適切に行う。
- ・フッ素洗口用ミラノールは保健室の鍵のかかる場所で管理する。

火災発生の場合



2 初動対応

別途消防計画による

全体指揮	校長	
避難誘導	教頭	緊急放送 避難指示
	授業担当者	生徒の避難誘導
	授業のない者	安全確認 生徒の不安軽減に配慮
救出救護	養護教諭 保健主任	救急処置(AEDなど) 緊急車両誘導
消火補助	生徒指導主任	危険箇所への立ち入り禁止措置
搬出	事務主任 教務主任	

3 初期対応(24時間以内)

校長	全体指揮・情報集約、一元化	
教頭	警察・消防との連携 教育委員会への報告	
全職員	保護者対応	愛育会役員への連絡、協力要請 緊急連絡・通知文・保護者会・謝罪等
	報道対応	取材対応(窓口一本化)
	再発防止検討	
	心のケア	スクールカウンセラー派遣要請 ハイリスクな生徒の検討 ハイリスクな保護者の検討 ケア計画の策定

停電の場合

1 事前にわかっているときは①②の対応をする

① 連絡先

警備保障	22-8150
学校教育課	25-2423

② パソコン等 シャットダウンする

③ 消防関係

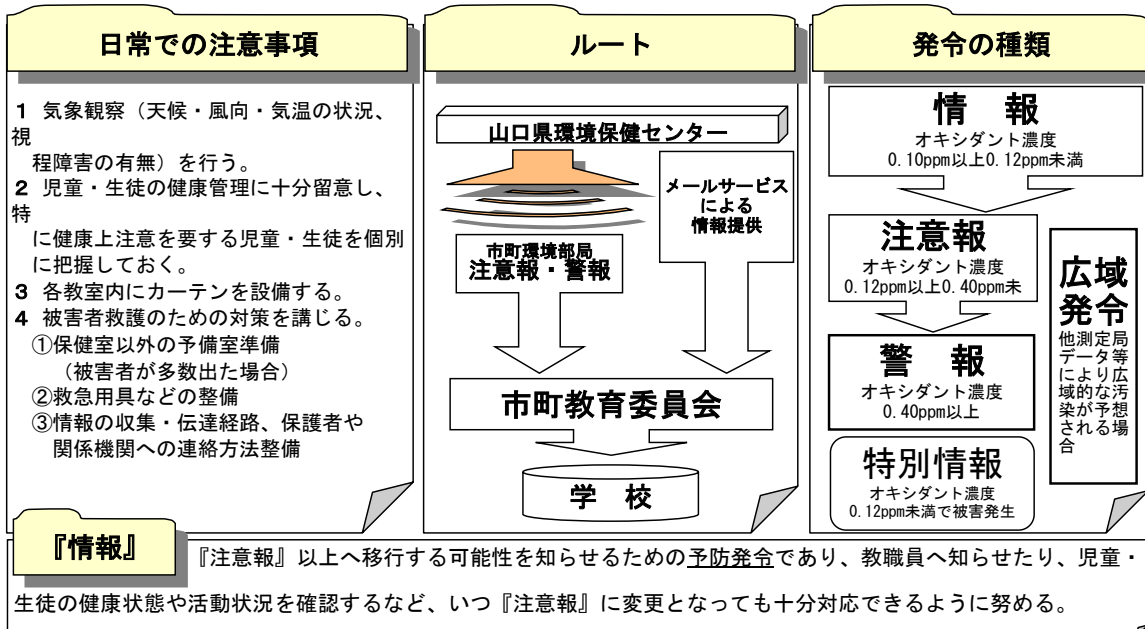
呼水槽ブザー	ポンプ室の盤のブザーを off にする トオル電気に連絡する
--------	-----------------------------------

④ 冷蔵庫電源

⑤ FAX

停電中のものが入ってくる

① 光化学オキシダント被害の未然防止



② 発令時・被害発生時の対応

	一般的留意事項	屋 外	屋 内
注意報	1 直ちに全児童・生徒及び教職員に周知する。 2 学校医等に通報して協力の体制をとる。 3 特に、児童・生徒の健康観察を密にし、異状者の把握に努める。	1 適宜、指導計画を変えるなどして、努めて屋外活動は避ける。 2 放課後は下校させるが、寄り道はしないよう指導する。	1 なるべく戸外に面した窓を閉める。 2 教室内の状況により、やむを得ず戸外に面した窓を開けるときは、カーテンを閉める。
警報	1 注意報に同じ。 2 発令中で解除されない場合でも、異状者が多数出た場合を除き、放課後は直ちに下校させる。	1 屋外活動を取りやめ、全員を屋内に退避させる。	1 注意報に準ずる。

☆ 被害者の緊急措置

光化学オキシダントによると思われる被害者の訴えがあったときは、直ちに屋外活動を取りやめ、児童・生徒を屋内に退避させる。
なお、状況によっては、学校医等の協力を得て適切な措置をとる。

ア 軽症者

眼やのどの痛みを訴える者に対して、すみやかに水道水で洗眼及びうがいをさせる。

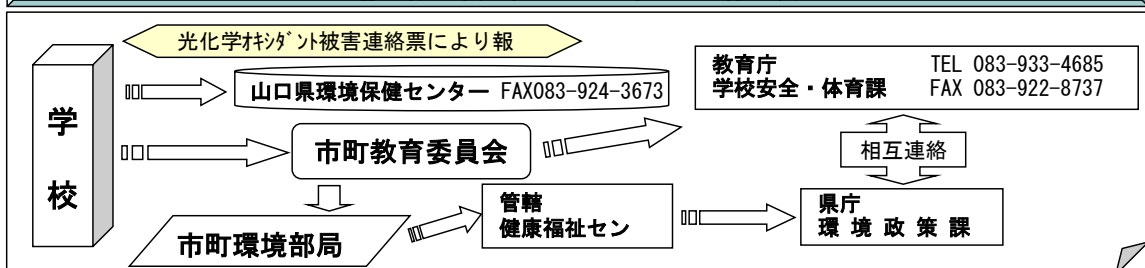
イ 重症者

呼吸困難、けいれん、意識障害等の重い症状があるときは、軽症者と区別して別室で休養させ、医師の診断を受けさせる。

『特別情報』

オキシダント濃度が『情報』レベル以下であっても、被害が発生した場合に発令されるものであり、『注意報』に準じた対応が必要となる。

③ 被害発生時の報告



○光化学オキシダント発令情報メールサービス申し込み

<http://yamaguchi-taiki.life.coocan.jp/cgi/MailDeliveryService.cgi>

上記アドレスから、パソコンもしくはスマートフォン等による登録画面につながる。

※前年度から担当者（1～2名）の変更等がない場合は、改めて登録し直す必要はありません。変更がある場合は、新たに登録してください。

様式 1

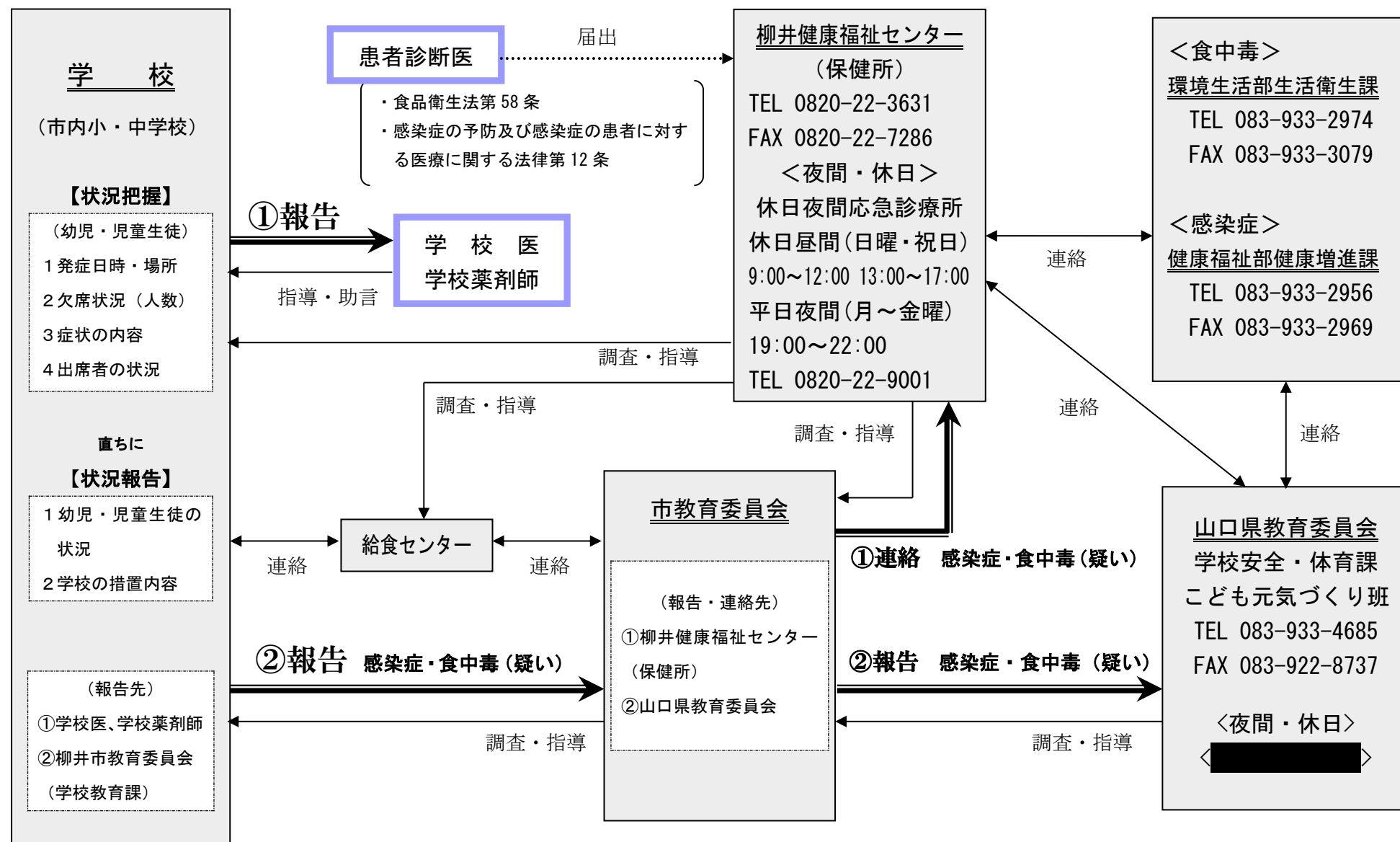
光化学オキシダント被害連絡票

連 絡 日	令和 年 月 日 ()
届 出 者	(柳井市立大畠中) 学校 職名： 氏名：

1	発生日時	年 月 日 時 分～ 時 分		
2	発生場所 (市町教委は学校・園名記入)	学校名： 運動場、教室、体育館、その他（ ）		
3	発生時の活動状況	体育授業、部活動、遊戯、その他（ ）		
4	症 状	被害者概数 人 (1) 目がちかちかする 人 (2) 涙が出る 人 (3) 咳が出る 人 (4) 喉がいがらっぽい 人 (5) 吐き気がする 人 (6) 医師の治療を受けた 人 (7) 入院した 人		
5	重症者名とその症状			
	氏 名	年令 (学年)	性別	症 状
6	措 置			
7	発生時の気象状況等	(1) 天候 (晴 、 雲 、 雨) (2) 風 (強 、 弱 、 微 、 無風) (3) 気温 (°C) (4) 湿度 (%) (5) 視程 大気の濁りぐあいを表す尺度の一種で、昼間、空を背景にした黒ずんだ目標がそれと認められる最大距離 (はっきりしている。 かすんでいる。 非常に見通しが悪い。)		

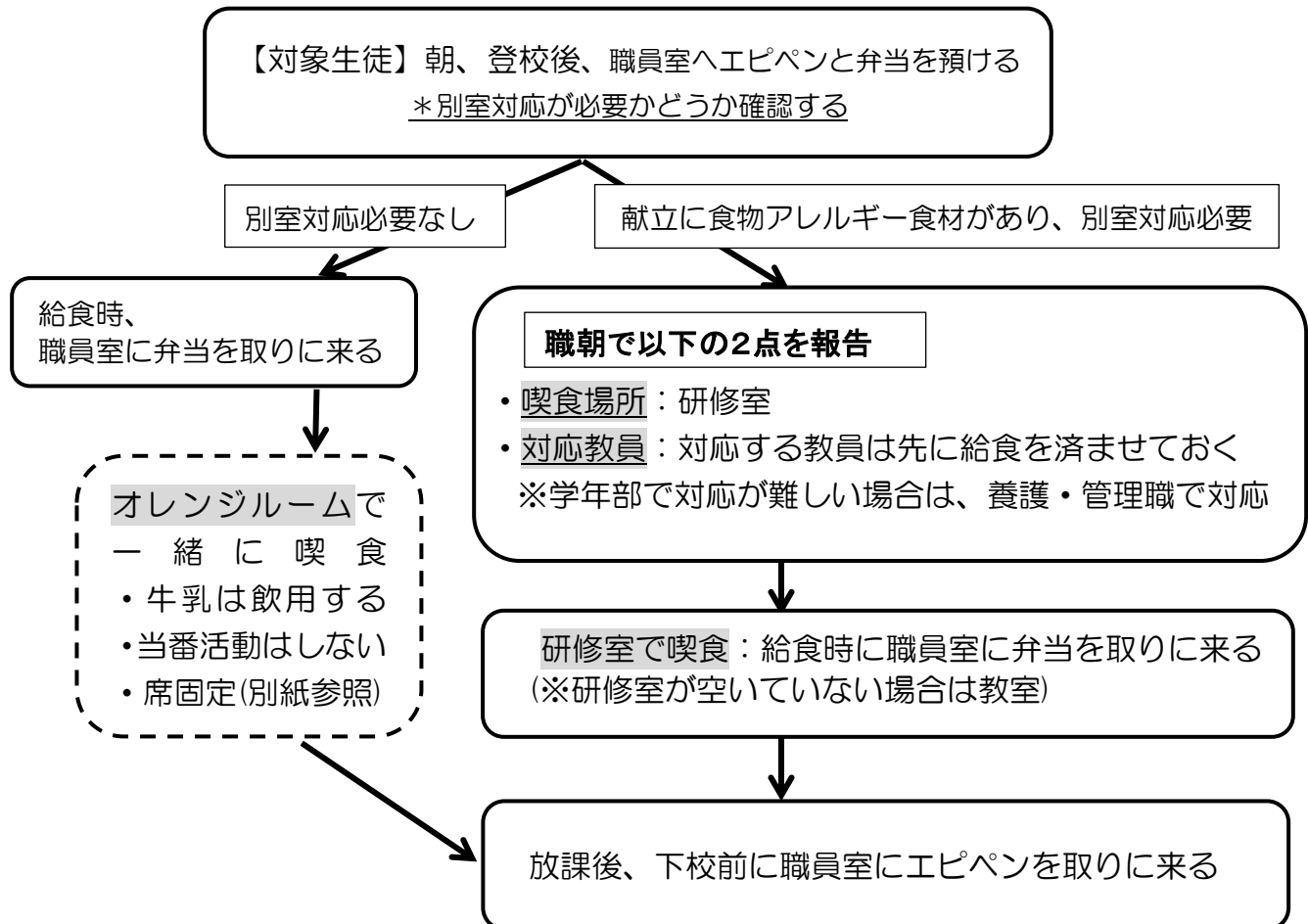
感染症・食中毒(疑い) 事故発生時の措置

(速やかに適切な措置)



エピペン所持生徒給食対応流れ

エピペン所持生徒(食物アレルギー)の対応について以下のように実施していきます。保健室は体調不良者・不登校傾向の生徒対応のために空けておきたいため、別室での対応のご協力をよろしくお願いいたします。



共通理解事項

○職員室に弁当・エピペン提出用のボックスを設置しています

【ボックス内容】

・弁当（夏場、暑さが厳しい時は冷蔵庫へ） ・エピペン（毎朝、提出）

※ボックス横に、緊急時対応マニュアルと緊急時連絡票を合わせて設置

※エピペン使用時は、緊急時連絡票を準備し救急隊へ渡す

内服薬使用を確認できた時は、保護者連絡をする

○職員室前の下の棚に下記書類を保管しています

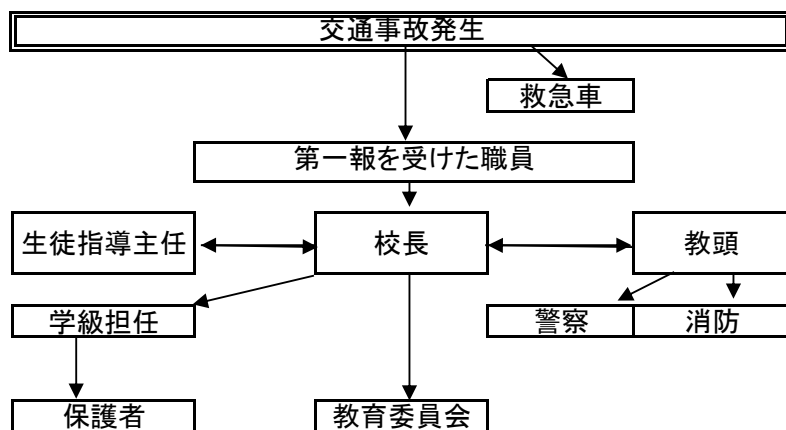
・個別支援プラン票 ・学校生活管理指導表



設置予定

交通事故発生の場合

柳井市立大畠中学校



- (1) 第一報の情報共有 場合によっては緊急職員会議
 (2) 情報収集 情報管理者〔教頭〕
 ① 警察、消防からの情報収集(5WIH、搬送先、他の被害者の有無等)〔教頭〕
 ② 事故現場へ複数教員〔生徒指導主任など〕
 (3) 連絡
 ① 被災生徒等の保護者への連絡〔担任等〕
 ② 市教委への第一報(電話等で、要点のみ、必要に応じ協力を要請)〔教頭〕
 (4) 報道窓口の一本化〔教頭〕
 (5) 記録開始〔教務主任〕

30分以内

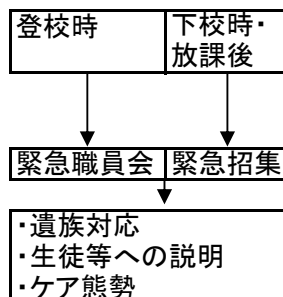
- 校長
 (1) 搬送先病院へ急行
 ① 管理下の場合は謝罪
 ② 保護者への付き添い
 ③ 病院関係者からの情報収集
 ④ 学校へ連絡

- 教頭
 (1) 職員への指示事項
 ① 情報集約
 ② 市教委へ第2報など連絡
 ③ 目撃生徒などの把握

60分以内

- (2) 生徒死亡の場合
 ① 遺体が自宅に戻るまでつきそう
 ② 遺族に兄弟姉妹がある場合は教職員へ配慮を指示
 ③ 献花の指示

SCによる緊急支援

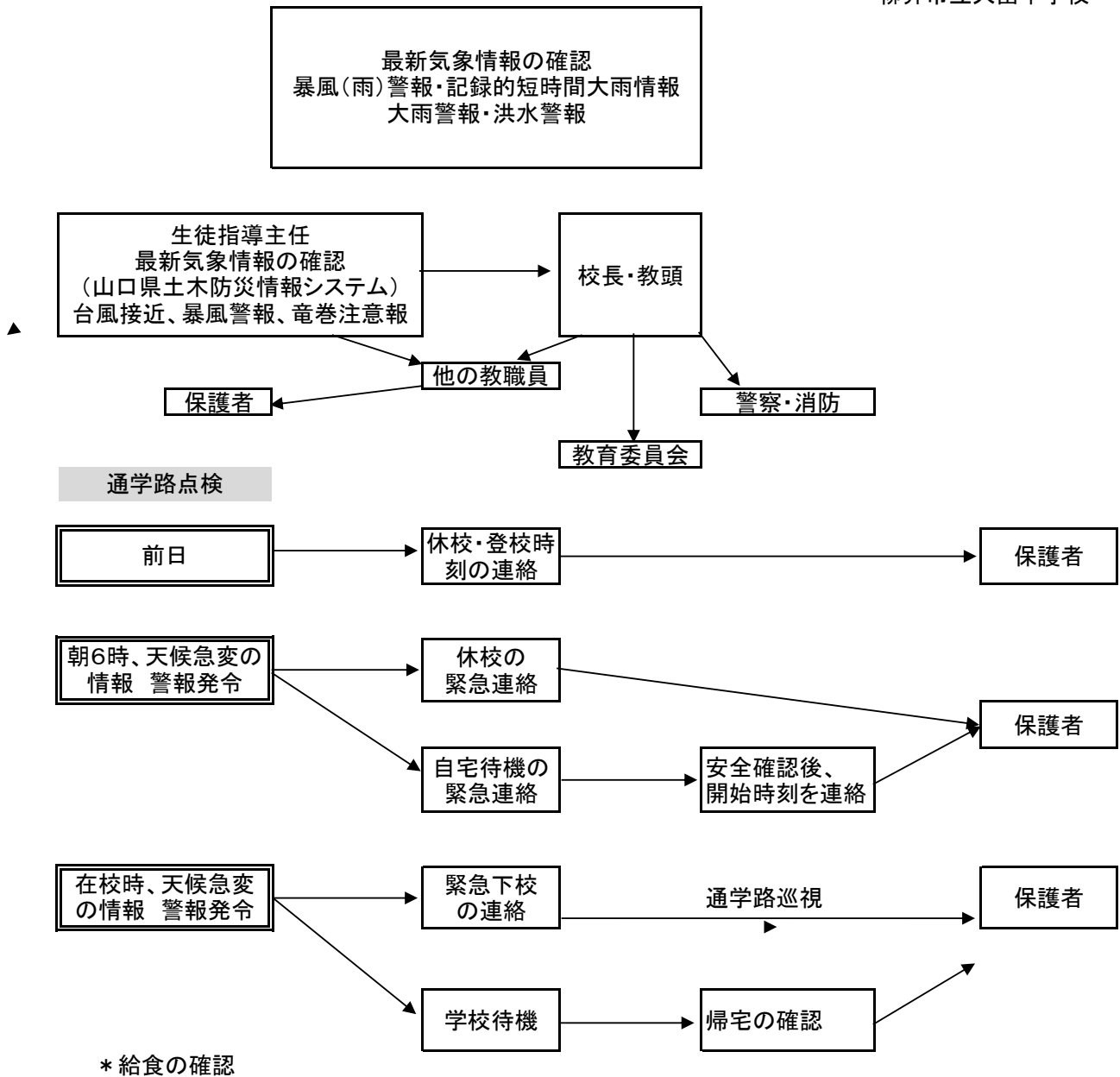


【未然防止】

- ・通学路点検の実施
- ・安全ベスト、ヘルメットの着用
- ・KYTの活用

台風等暴風発生時の対応

柳井市立大畠中学校



避難場所	大畠中学校体育館	(グラウンドは平成22年6月避難場所解除)
付近の避難場所	ふれあいタウン大畠公民館	
津波、高波時は注意	神代学習等供用会館	

大雨注意報・洪水注意報 大雨警報・洪水警報 記録的短時間大雨情報 土砂災害警報 竜巻注意報 台風情報 潮位情報
--

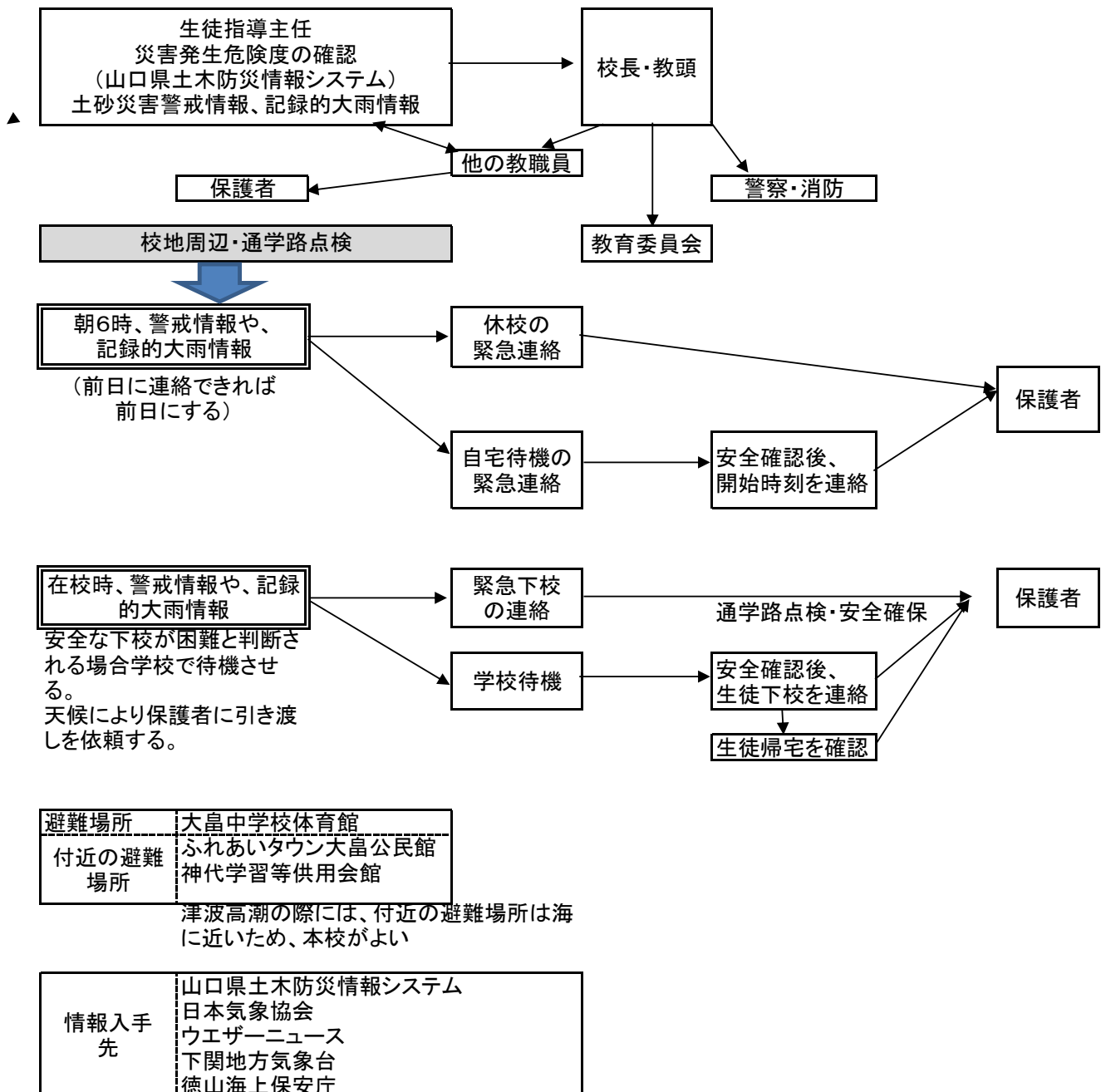
情報入手先	山口県土木防災情報システム 日本気象協会 ウェザーニュース 下関地方気象台 徳山海上保安庁
-------	---

- ・保護者へのメール配信の整備をする。
- ・家族、住居の被災状況等を確認する。

風水害・土砂災害発生時の対応

柳井市立大畠中学校

洪水ハザードマップには該当する地域無し
土砂災害危険箇所マップには該当箇所が多い



- ・保護者への緊急連絡メール網の整備をすすめる。
- ・家族、住居の被災状況等を確認する。

土砂災害降雨危険度

注意	警戒レベル2 相当	・土砂災害への注意が必要な状況。 ・ハザードマップ等により避難行動を確認する。 ・今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。
警戒	警戒レベル3 相当	・土砂災害への警戒が必要な状況。 ・高齢者等は速やかに土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。 ・高齢者等以外の方も避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。
危険 <i>即時対応</i>	警戒レベル4 相当	・命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。 ・速やかに土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。
災害切迫	警戒レベル5 相当	・命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。 ・直ちに身の安全を確保。

1時間に20ミリ以上の強い雨が降ると、小さな川や側溝があふれ、小規模の崖崩れが始まる可能性がある。

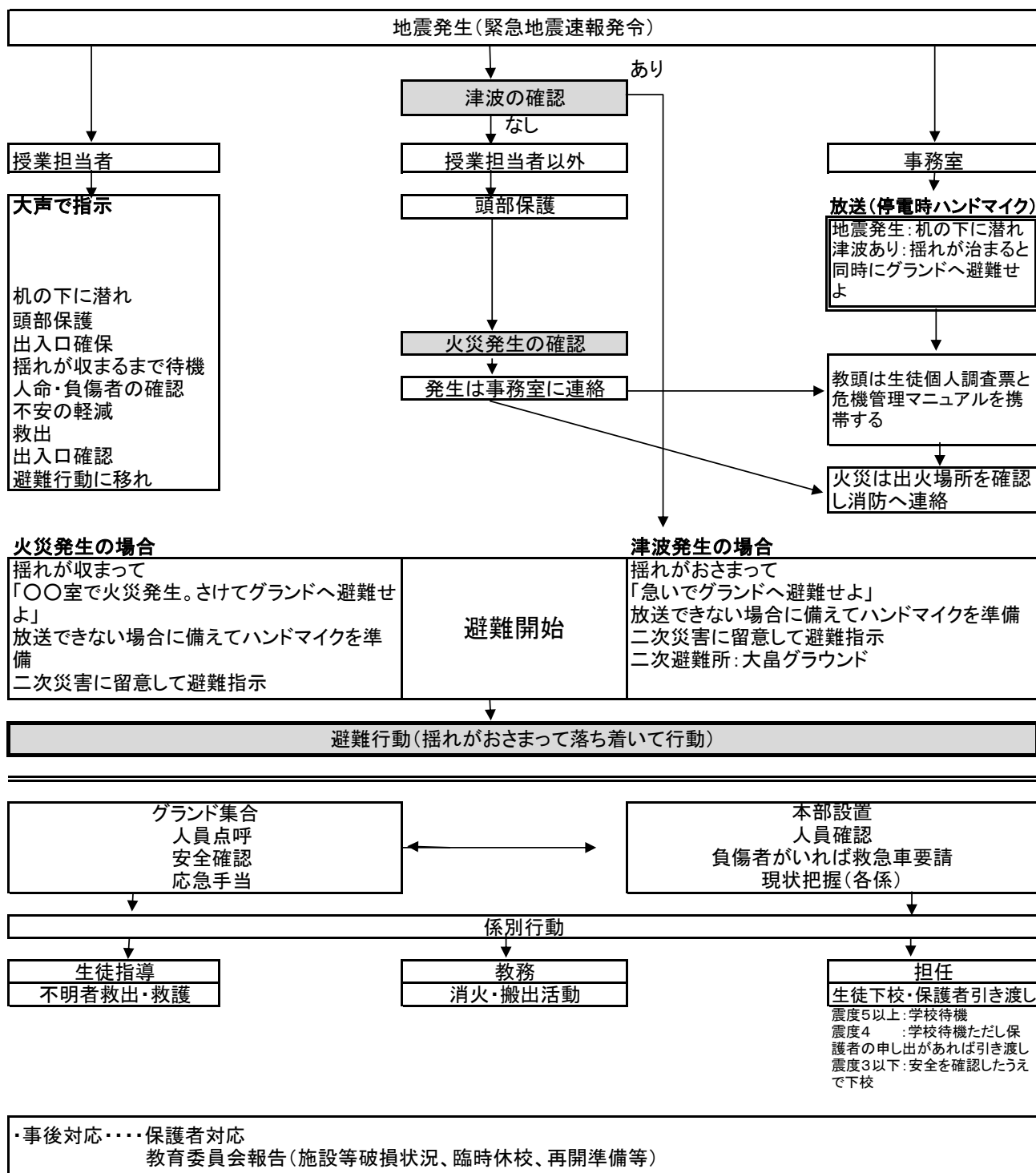
土砂災害の前兆について

土石流	・川の水が急に濁ったり、流木が混ざる ・雨が降りそそいでいるが、川の水位が下がる ・腐った土のにおいがする ・山鳴り、地鳴りがする ・溪流内に火花が見られる
がけ崩れ	・がけに亀裂が入る ・小石がバラバラ落ちてくる ・斜面がふくらみ出す ・がけからの水が濁る ・樹木の揺れる音や根の切れる音がする
地すべり	・地面にひび割れができる ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが激減する ・樹木の草の根が切れる音がする
緊急避難	・在宅時は避難場所へ、在学時は学校の最上階または避難所に避難する ・土石流から逃げる場合、土砂の流れる方向とは直角に逃げる (土石流はスピードが速く、流れを背にして逃げたのでは追いつかれる)

地震・津波発生の場合

柳井市立大畠中学校

1 初動対応



・生活避難所の開設（体育館 200名）

緊急用備品はミーティングルーム内ロッカー

※生活避難所：災害により住居が使用できない場合又は住居が災害に見まわれる恐れがある場合のために開設

二次災害からの避難

二次災害	判断材料	避難場所
津 波	☐ 1分以上続く長い地震の揺れ ☐ 気象庁の津波警報 ☐ 学校周辺の状況(潮位の変化) ☐ 学校の自然的環境	できるだけ高台へ (二次避難所は大島グラウンド)
火 災	☐ 校舎・校地の巡回 ☐ 学校周辺の状況(出火と延焼、避難経路の状況) ☐ 市災害対策本部からの避難勧告等 ☐ 消防署への通報と情報収集 ☐ 発生時の気象条件(風向、風速等)	グラウンド 体育館 (一次避難所) 大島公民館 (津波なしの場合)
余震による倒壊	☐ 校舎・校地の巡回 ☐ 応急危険度判定士による判定 ☐ 学校の耐震化状況(H23対策済)	校庭 ゆれが小さい場合は校舎内にとどまる
その他土砂災害 水害等	☐ 校舎・校地の巡回 ☐ 学校周辺の状況(避難経路、道路、崖の状況) ☐ 市災害対策本部からの避難勧告等 ☐ 学校周辺の自然環境(急傾斜地)	校地周辺は土砂災害警戒区域、地滑りに注意する。

安否確認

休日や、下校後の在宅時や登下校時に災害が起こったときには安否確認をする。

安否確認の内容

電話以外にも複数の連絡手段を確保する

- ☐ 生徒及び家族の安否・ケガの有無
- ☐ 被災状況
 - ・生徒の様子 ・困っていること等
- ☐ 居場所(避難先)
- ☐ 今後の連絡先・連絡方法

地震の場合、震度5以上で安否確認をする。電話等が通じない場合は、家庭訪問や避難所訪問を行う。
登下校時の災害の場合は、通学路をたどって安否を確認する。

校内における待機および引き渡し

引き渡しのルール(震度5が目安)

震度5弱以上	保護者が引き取りにくるまで学校で待機
震度4以下	原則として下校 道路状況により保護者が帰宅困難な場合は、保護者の了解のもと学校で待機

◎保護者に引き渡す場合は、必ず名表に記録(時間・引き渡し者・本人との関係・避難先)を残す。

避難所協力

教職員は生徒の安全管理、安否確認、教育活動の早期正常化が第1であるが、状況に応じて避難所(体育館が1次避難所)の運営に協力をする。また生徒の安全管理確保や、混乱防止のため、生徒と避難者のスペースや動線を分けておく。

【協力例】あくまで市の防災担当部局と連携して行う

災害状況	避難所としての機能	協力例
発生直後	地域住民の学校への避難	・施設設備の安全点検・開放区域の明示・駐車場誘導等
数分後、救助活動	避難所開設・管理運営	・名簿作成・関係機関への連絡・水食料確保 ・備蓄品の仕分け等・衛生環境整備
数日後	自治組織立ち上げ・自治運営開始	・自治組織への協力・ボランティア調整・要援護者への協力
数週間後	避難所機能と学校機能の同居	・学校機能再開のための準備
	避難所解消と学校機能の正常化	

自然災害発生等の非常時における保護者への生徒引き渡しについて

学校を含む地域の状況	登校前	登校途中	在校時	下校途中
震度5以上	自宅待機	1 安全な場所へ避難・待機 2 その後、原則として登校 3 登校後、保護者へ引き渡し	保護者に引き渡しできるまで学校で待機	1 安全地への避難・待機 2 原則として下校(学校のほうが近い場合は、学校へ戻る) 3 すでに下校中の場合は保護者へ。
震度4	状況を鑑みて登校	1 安全な場所へ避難・待機 2 その後、原則として登校	・安全を確認した上で、学校で児童管理し、定刻に下校 ・保護者から申し出があった場合は引き渡しまで学校で待機	1 安全地への避難・待機 2 原則として下校(学校のほうが近い場合は、学校へ戻る) 3 すでに下校中の場合は状況をみて帰宅させる。保護者の申し出がある場合は保護者に引き渡しができるまで待機。
震度3		1 安全な場所への避難・待機	安全を確認した上で学校で生徒を管理し、定刻に下校	1 安全地への避難・待機 2 その後、下校
暴風雨・積雪	その都度、事前に保護者へ連絡することを原則とするが、急な気象変更の場合は、安全第一で保護者の判断にゆだねる。			

あくまでも保護者の判断を優先する。引き渡しカードに記載された者が引き取りに来るまで学校で待機させる。

保護者確認用

緊急時引き渡しカード

年	番	生徒氏名			
---	---	------	--	--	--

引き取り者氏名	生徒との関係	連絡先(固定電話)	連絡先(携帯電話)	確認欄
1				
2				
3				
震度4の地震時において、道路状況や交通機関の混乱等により保護者が帰宅困難になることが予想される場合、生徒の学校待機を希望される場合に右のらんに○をつけてください。				学校待機の希望の有無 有 ・ 無

落雷被害防止

1 安全配慮義務

学校関係者は幼児児童生徒（以下児童等）が屋外で活動中、落雷の予兆があった場合には、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難し、児童等の安全確保を最優先事項として行動する。

2 事前準備

- 関係者は、児童等の安全を最優先することを十分共通理解する
- 当日の活動は余裕をもったスケジュールにする
- 活動の中止決定の手順、避難場所、避難方法、誘導手順を確認しておく
- 前日に、当日の気象情報（天気予報、気象警報・注意報、気圧配置、前線の有無竜巻情報等）を確認しておく

3 当日

- ①朝 気象情報を確認 落雷、突風が想定される場合は絶えず気象情報を確認

- ②絶えず落雷や空模様に注意

雷鳴や雷雲

ただちに活動中止

- ③避難行動

- 近くの建物、自動車、バスなどの内部へ
- 何もない場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする
- 雷雲が遠ざかって20分以上経過して屋外へ出る

※高い木の4メートル以内には近づかない

★スズメバチ刺傷事故防止

取組

ポイント1

安全教育を徹底する。

- 児童等に対し、スズメバチは大変危険な生き物であり、特に、9月から10月にかけて繁殖の時期を迎え攻撃的になることを十分に理解させる。
 - 巣にいたずらをしたり、近づいたりしないよう指導を徹底する。
 - 巣を見つけたときには、直ちに教職員へ連絡するよう指導する。
- 《野山に出かけるときの心がけ》

- ・長袖、長ズボンによる肌の保護が基本。
- ・スズメバチは黒い部分を襲う習性があるので、白や黄色等の服や帽子を着用することが望ましい。
- ・殺虫スプレーを携帯すること。(虫除けスプレーは全く役に立たない。)
- ・一人だけの行動は避け、複数で行動すること。ただし、あまり大きな集団になると、振動や動きでハチを刺激する危険が増すので注意すること。
- ・化粧品や香水には、スズメバチに攻撃行動をもたらす成分が含まれている場合があるので、使用は控えること。

ポイント2

安全管理を徹底する。

- 日頃の安全点検時に、軒先や天井裏、大きな木の空洞などに蜂の巣がないか確認する。
- 巣を発見した際には、管理者（教育委員会・河川管理者・道路管理者・土地所有者等）へ速やかに連絡し、駆除を依頼する。
- 遠足など野外で集団活動等を行う場合は、下見等を実施し、安全を確認する。
- 健康診断表等で、ハチ毒アレルギー体質の児童等を把握する。

ポイント3

緊急時に常に備える。

- 刺傷事故発生時の応急措置等について共通理解する。

- ・冷たい水で患部を洗い流しながら、毒と血液を絞り出す。
 - ・痛みや腫れがある場合は、氷や保冷剤などで冷やす。
 - ・直ちに医療機関へ搬送する。(救急車を呼ぶことをためらわない。)
- ※口で毒液を吸い出すのは危険なので絶対しない。

- アナフィラキシーショックについて理解を深める。

【アナフィラキシーショックとは？】

ハチ毒や食物、薬物等が原因で起こる急性アレルギー反応のひとつ。

【症状】

じんましんや皮膚が赤くなる等の皮膚症状や、ときに呼吸困難、めまい、意識障害等の症状を伴うことがあり、血圧低下等の血液循環の異常が急激にあらわれるとショック症状を引き起こし、生命をおびやかすような危険な状態に陥ってしまうことがある。

【処置】

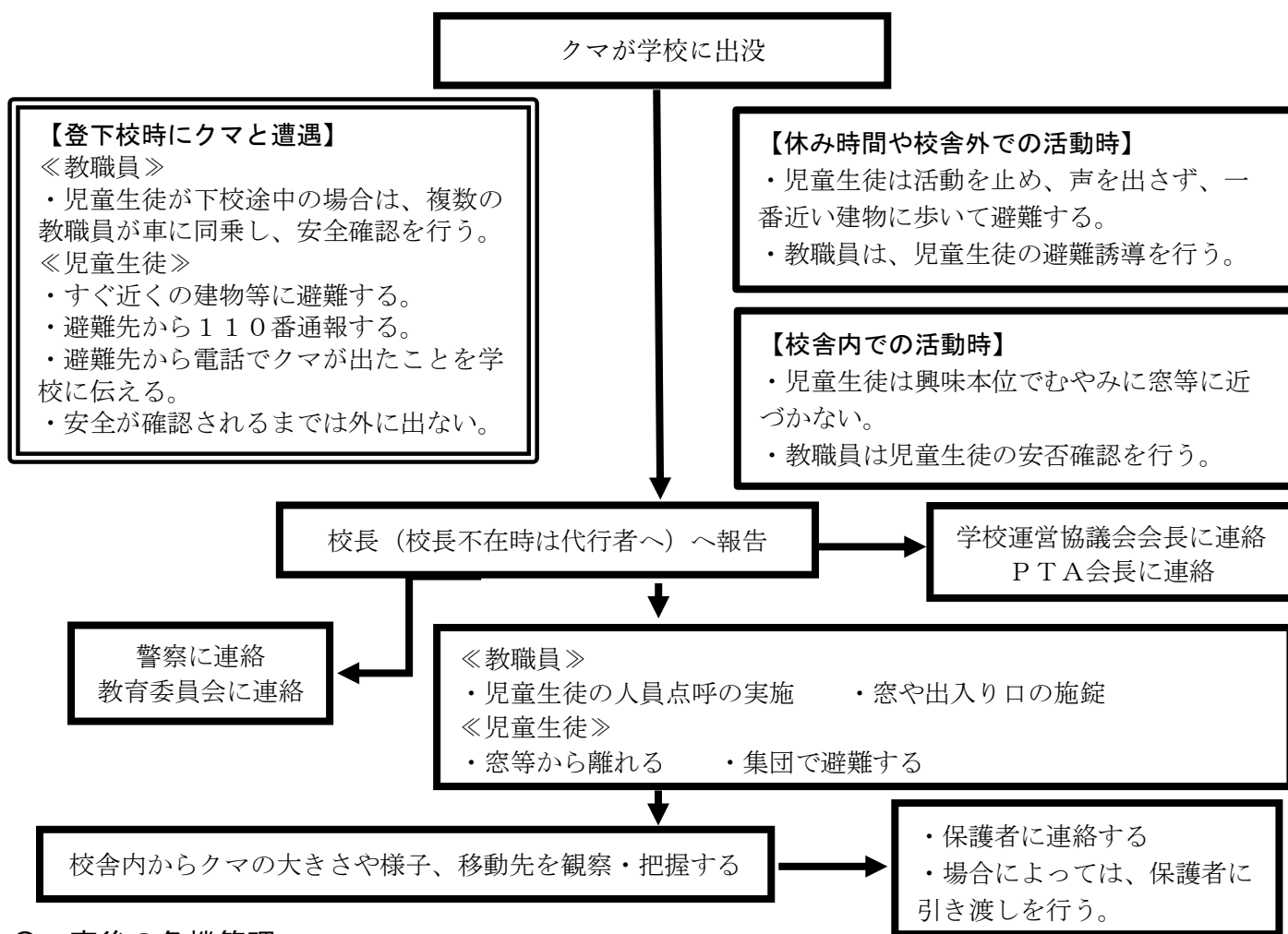
安静を保ち 1秒でも早く医療機関（可能であれば専門医）を受診する。

◆ クマ等の害獣対策のための対応フロー

◎ 事前の危機管理

- ・ クマ対策のための鈴などを準備しておく。
- ・ 市町の害獣担当課と連携し、クマの生息地や活動範囲を調査し、学校周辺にクマの出没が予想される場合は、教職員や児童生徒に対して熊の存在と対処方法についての教育を行う。
- ・ クマ対策のためのプロトコル（複数の者が対象となる事項を確実に実行するための手順）を策定し、関係者に周知徹底させる。
- ・ クマ対策に関する訓練や避難訓練を定期的実施し、教職員や生徒の適切な行動を確保する。
- ・ 地域と連携し学校周辺の環境整備を行い、クマの餌場となる可能性のあるゴミや食べ物の廃棄物を適切に管理する。
- ・ クマ対策やクマ出没状況等に関する連絡網や緊急連絡先を確立し、迅速な情報共有と連絡体制を整える。
- ・ 児童生徒が登下校時にクマに遭遇した場合に、避難できる建物等を確認する。

◎ 発生時（初動）の危機管理



◎ 事後の危機管理

- ・ 出没したクマの行方を関係機関からの情報を元に確認する。
- ・ 当面の間、集団での登下校とし、必要に応じて、教職員も同伴する。
- ・ 今回の事案の評価と復旧対策を行う。
 - インシデントに関する詳細な報告書を作成し、教育委員会や関係機関に提出する。
 - インシデントの原因や対応の評価を行い、今後の改善策や予防策を検討する。
- ・ クマ対策のマニュアルや手順を見直し、より効果的な対策のために改善を行う。
- ・ 心理的な影響を受けた児童生徒や教職員へのサポートを提供し、必要なカウンセリングや心理支援を行う。

【参考】ツキノワグマによる被害を防ぐために（県庁：環境生活部 自然保護課）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/41/20698.html>

- ・ ツキノワグマの被害を防ぐために
- ・ 市町別、月別クマ目撃情報
- ・ 人身被害
- ・ クマに関する各種情報・取組＜外部リンク＞



柳井市立大畠中学校 クマ出没対応マニュアル

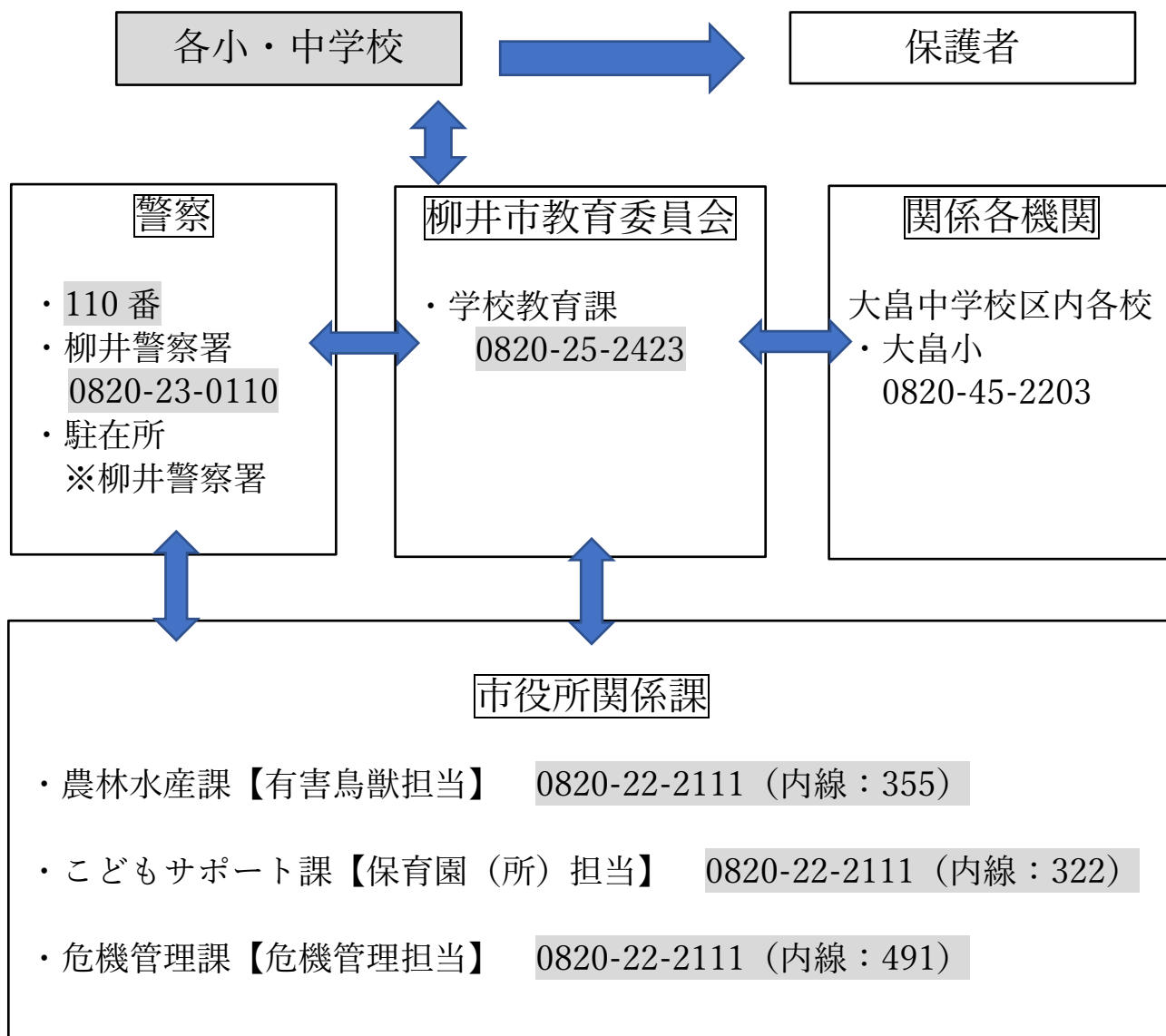
柳井市教育委員会

☑クマ出没時の対応チェック表【チェックボックスで確認！】

クマの出没情報	
緊急対応が必要か 必要ない ➡ 最新情報の収集及び状況に応じて、教育委員会・警察等関係機関との連携	
登校前	☐ 職員の緊急招集、情報共有と対応協議 ☐ 通学路の安全確保 ☐ 教職員等による巡回・立哨・出迎え等 ※棒や音がでるものを持ち、複数で対応する ☐ 教育委員会（学校教育課）・警察への連絡と支援要請 ☐ 学校運営協議会会長、PTA 会長、近隣の学校等に連絡 ☐ 保護者への連絡（メール配信等） ☐ 園・学校が得た情報を正確に伝達 ☐ 登園・登校時の注意事項指示 ☐ 必要に応じて、付き添いや見守り等の依頼 ○学校の近くに出没した ○人に危害が加えられた ○主要通学路に出没した
在校時	☐ 子どもの安全確保 ☐ 全員の所在確認 ☐ 教室（屋内）への避難及び待機 ※侵入防止のため、1 階の窓やドアを閉める（移動するときに開け、確実に閉める） ☐ 移動教室はクラス単位で行い、教員による見守りも確実に行う ☐ 屋外での活動の制限。活動を行う場合は、活動場所を限定した上で、安全確認後、複数の教員による見守り体制のもと活動を行う。 ☐ 職員間での情報共有と対応協議 ☐ 教育委員会（学校教育課）・警察・放課後児童クラブへの連絡 ☐ 児童生徒への安全指導 ☐ クマ対策（遭遇した時の対応、危機意識の醸成等）について確認、説明を行う （第 3 次山口県学校安全推進計画の活用） ☐ 業間時間・昼休み時間の過ごし方の指導 ☐ 学校運営協議会会長、PTA 会長、近隣の学校等に連絡 ☐ 保護者への連絡（メール配信等） ☐ 園・学校が得た情報を正確に伝達 ☐ 園・学校の対応
下校時	☐ 職員間での情報共有と対応協議 ☐ 通学路の安全確保 ☐ 集団下校の実施 ☐ 教職員等による巡回・立哨・付き添い等 ☐ 警察・安全サポーター等による見守りの実施 ☐ 児童生徒への連絡 ☐ 下校時の注意事項伝達 ☐ 下校時刻及び下校方法（集団下校、部活動休止、保護者への引き渡し等）の徹底 ☐ 学校運営協議会会長、PTA 会長、近隣の学校等に連絡 ☐ 保護者への連絡（メール配信等） ☐ 下校時刻及び下校方法（集団下校、保護者への引き渡し等） ☐ 必要に応じて、迎えや見守り等の依頼 ☐ 帰宅後の過ごし方の指導
継続対応	☐ 保護者への連絡（メール配信等） ☐ 最新情報の提供 ☐ 翌日の登校方法等 ☐ 学校が実施する通学路の安全対策 ☐ 休日等、校外での過ごし方の指導 ☐ 不安を訴える子どもの確認と心のケア依頼

クマ出没時の連絡体制（連絡網）

- 学校に目撃情報等が寄せられた際には、教育委員会に第一報を！
- 緊急性が高い場合は、警察にも速やかに連絡を！



【報告事項について】

- 目撃場所
- 目撃日時・時刻
- クマの情報（大きさ・頭数等）
- 負傷者の情報
- 今後の対応

インターネット上の犯罪被害防止対策

(1) 最新事例の把握

インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、担当教職員に指示して年度初めに以下の ウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、生徒への指導に反映する。

- 警察庁「なくそう、子供の性被害。」
http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/
- 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」
<https://www.keisatukyoukai.or.jp/pages/23/>
- 文部科学省「情報モラル教育の充実」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
- 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm
- 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」
https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf
- 文部科学省・内閣府「生命（いのち）の安全教育」
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

(2) 家庭との連携

家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやSNSの利用（時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等）について、生徒と保護者で話し合ってルールを策定し、実際にルールを守る取組を推進する。



弾道ミサイル 落下時の行動

国民保護
ポータルサイト



ミサイルが日本に落下する可能性がある場合、国は「Jアラート」を活用して防災行政無線で特別なサイレン音とメッセージを流すほか、緊急速報メール等による情報提供を行います。

Jアラート



【例】直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

もしメッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

近くの建物の中や地下に 避難する。

(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

建物が
ない場合

物陰に身を隠すか、 地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、 窓のない部屋に移動する。

近くに
ミサイル
落下！

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

政府の最新情報は
こちらをチェック

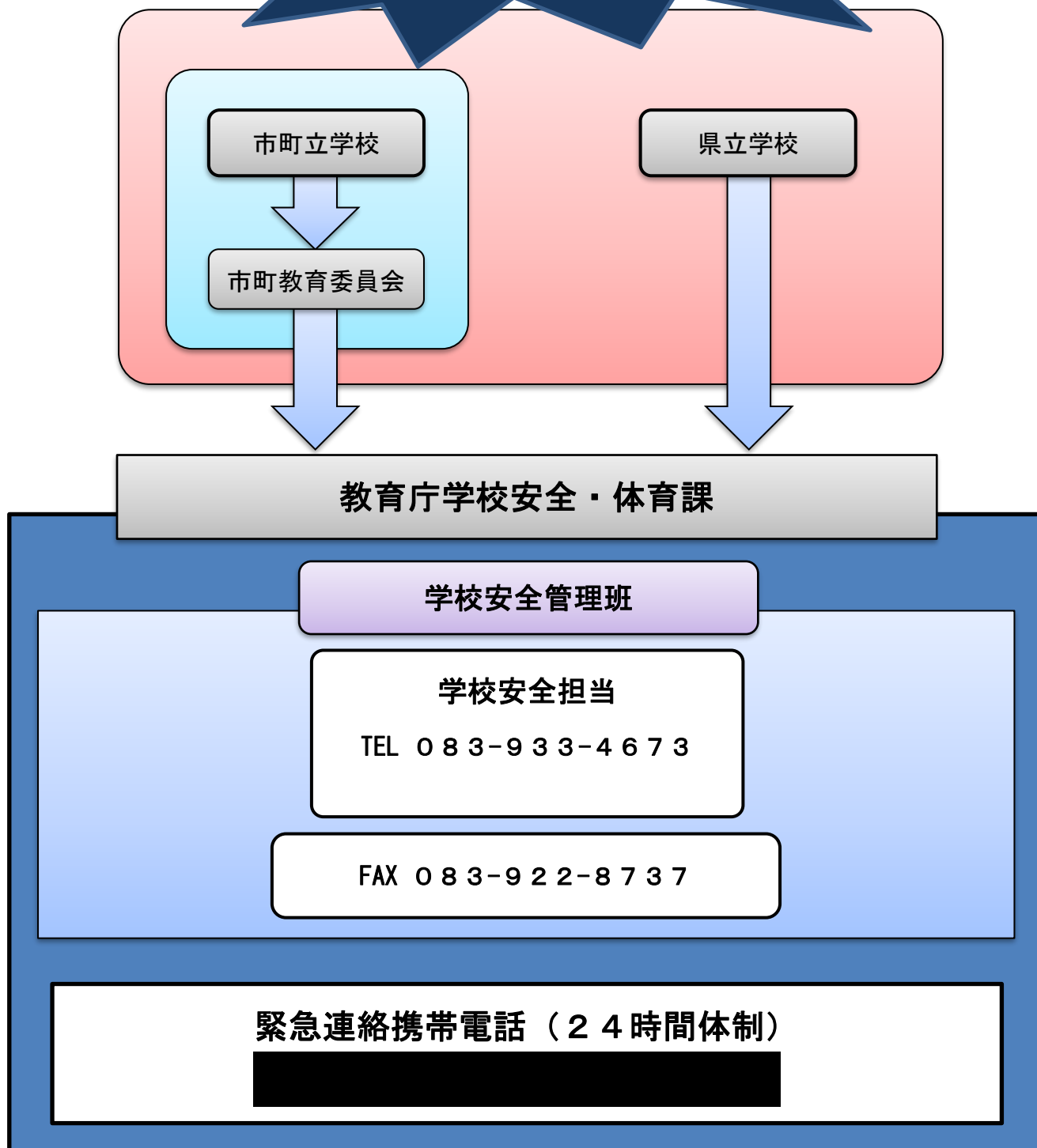


首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/
57



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai

Jアラート発令後の被害発生



※ 緊急連絡携帯電話番号については、携帯等に予め登録をお願いします。

生徒の自殺未遂・企図・予告・ほのめかし等対応マニュアル

◎生徒が自殺をする恐れがあると考えられる場合は、学校だけで対応するのではなく教育委員会や関係機関（警察や保健所等）と連携することにより、適切な対応をすることが大切です。

自殺未遂や企図・予告・ほのめかし等の事案が発生

【自殺につながる具体的な行動がある】

○リストカット ○刃物等持ち出し ○ロープ等の所持 等

【自殺につながる発言やメモ、SNS 等への書き込み等がある】

○「死にたい」 ○「いなくなりたい」 ○「消えたい」 等

【校内での情報共有（校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・担任・SC 等）及び教育委員会への報告】

- 必要に応じて、警察や児童相談所、市の関係部局、保健所等との情報共有を図る
- リストカット等の場合でも、教育委員会やSC、SSW等とも連携し対応について協議する。

【PTA会長
及び学校運営
協議会に報告】

【保護者と情報共有し医療機関への受診を促す】

- 生徒から、「親には言わないでほしい」等の発言があった場合にも確実に伝える。
（場合によっては、本人に知らせずに保護者に伝えることもある。）
- 生徒の主訴や思いを共有する。（家庭の問題と思いきまない。）
- 家庭での様子や発言、行動等を確認する。

医療機関を受診しない

医療機関を受診

入院

通院

【学校での受入体制の構築】

- 保護者の了解を得て、学校の対応について医療機関と連携する。
（医療機関との情報共有を図る）
- 授業、休憩時間、放課後（部活動等）など学校内での体制づくりをする。
- 登下校の安全確保など学校の対応方針について保護者の理解を得る。
- 保護者と休日の連絡体制を確認する。（安否確認を含む）

【関係機関との連携】

＜警察＞

- 情報共有→緊急時の通報→保健所等と連携した現場対応
※あらかじめ情報共有を図ることにより、刃物や暴れる等の状況によって迅速に対応することができる。
- ※その他の場合であっても、迅速に対応できる可能性がある。

＜保健所＞

- 情報共有→警察と連携→連携して現場対応（医療機関等）
※県市町の教育委員会等と連携して情報共有を図る

＜児童相談所＞

- 情報共有→警察との連携通告等→連携して現場対応

生徒の命を守る！！

◆ 発生時の危機管理

校外活動中に発生した場合（修学旅行）

（１）校長は、生徒等が出発のために自宅を出たときから、修学旅行後、帰宅するまでが、学校の管理下であることを踏まえ対応する。

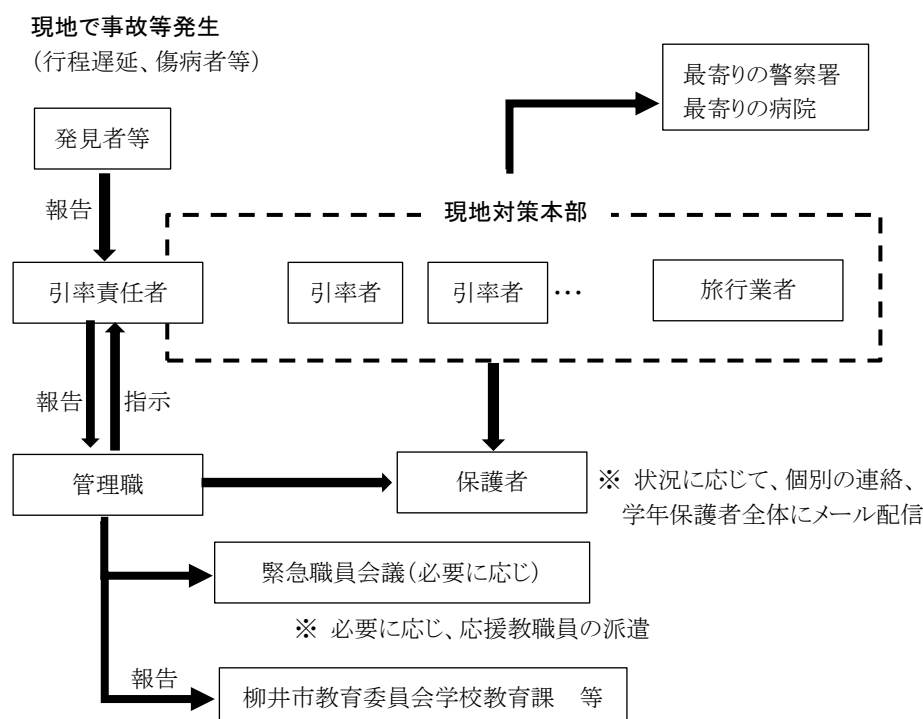
（２）事故等防止の事項

- ① 事前の安全指導
- ② 行程や交通機関の確認（乗降時の安全指導、移動中の安全指導）
- ③ 宿泊施設や見学先の安全性の確認、点検
- ④ 気象状況の把握、対応（場合によっては、延期等の検討）
- ⑤ 保健衛生の配慮（食物アレルギーの確認・対応、持病等の確認・対応）

（３）情報の入手

- ・ 引率者によるテレビ、ラジオ、インターネット等の利用
- ・ 引率者と学校との連携
- ・ 引率者と旅行業者との連携

（４）事件・事故等対応のフロー



(5) 班別研修（自由行動）中について

- ① 各班に貸し出している携帯電話で、本部に定時連絡をするよう指導する。
- ② 同様の要領で、事件・事故等に遭遇した場合は、本部に連絡をするよう指導する。
- ③ 緊急の場合は、貸し出している携帯電話を用い、110番通報・119番通報するよう指導する。

学校行事開催中に発生した場合

- 校長は、保護者や来賓などが参加する学校行事の開催中に、事故・災害等が発生した場合には、来訪者に対して、生徒等に倣って自身の身の安全を確保するための行動を取ってもらうよう、教頭から指示をする。

その際、来訪者は、校舎配置等、校内の状況を熟知していないことを念頭に、具体的に指示をするようにする。

なお、教職員が優先すべきは、生徒等の安全確保であるため、来訪者の代表者に安否の取りまとめ避難の誘導など、協力を依頼することも検討する。

◆ 校外活動における危機未然防止対策

(1) 事前の検討・対策

修学旅行、地域ボランティア活動、その他の校外活動について、生徒の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

校外活動全般	● 校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ● 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ● 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 ● 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 ● 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ● 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ● 一人で避難できない生徒への対応について検討する。
宿泊を伴う活動・食に関係する活動※ （食物アレルギー対応）	● 食物アレルギーをもつ生徒についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 ● エピペン®等持参薬の管理方法について、確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討）。 ● 工場見学や体験学習など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。 ● 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ● 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ● 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 ➢ エピペン®等持参薬の使用方法的再確認 ➢ 搬送可能な医療機関の事前調査 ➢ 円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を用意

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足（児童同士の弁当のおかずやおやつの交換）、社会科見学、豆まき、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動（PTA主催イベントの模擬店など）、アレルギーとなる食品の清掃 等

(2) 校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

- | | |
|---|---|
| ☐ 緊急連絡体制表 | ☐ 生徒名簿（緊急連絡先を含む）
※ボランティア活動等、一部の生徒が参加する活動では、参加生徒の緊急連絡先を把握できる体制を確保する。 |
| ☐ 訪問先の地図等（避難経路・避難場所） | ☐ 緊急搬送先医療機関の情報 |
| ☐ 携帯用救急セット | ☐ 携帯電話・スマートフォン |
| ☐ モバイルバッテリー | ☐ 携帯ラジオ端末 |
| ☐ 笛（危険を知らせるため） | |

(3) 校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- 現地に到着直後に、引率職員間（必要に応じて生徒も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、生徒に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - 一人で行動しないこと
 - 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
 - （食物アレルギーを持つ生徒がいる場合）弁当のおかずやおやつを交換しないこと
- 学校側では、職員室前掲示板に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

その他の資料

- ・ 防災情報の入手先
- ・ 大畠中安心メール登録の仕方
- ・ 柳井市地震防災マップ
- ・ 柳井市ハザードマップ
- ・ 指定緊急避難場所一覧

防災情報等の入手先

山口県土木防災情報システム

更新 用語集 文字サイズの変更 小 標準 大 サイトマップ

ホーム 雨量情報 水位情報 ダム情報 潮位情報 洪水予報 土砂災害 気象情報 リンク集

気象情報

レーダー情報 ▶詳細情報へ(+)

観測: 09日14時20分

台風情報 ▶詳細情報へ(+) 発表されていません

警報注意報 ▶詳細情報へ(+) **注意報発表中**
警報注意報発表: 09日13時22分

天気予報 ▶詳細情報へ(+) **5月9日 17時00分の予想**

地点	天気	降水量(mm/h)
山口		0.0
下関		0.0
岩国		0.0
萩		0.0

お知らせ

- 2023/05/09 観測データの欠測について
- 2023/05/06 観測データの欠測について
- 2023/05/02 観測データの欠測について

見る マップから見る

雨量情報 ▶雨量マップ ▶雨量観測局一覧	水位情報 ▶水位マップ ▶河川監視カメラ ▶水位観測局一覧	ダム情報 ▶ダムマップ ▶ダム観測局一覧	潮位情報 ▶潮位・気圧マップ
-----------------------------------	---	-----------------------------------	--------------------------

洪水予報 ▶洪水予報 ▶洪水予報とは	土砂災害 ▶土砂災害ポータル	山口県防災情報メール 観測データの基準値超過や注意報・警報の発令情報や防災関連イベント等のお知らせを、メールでお知らせします。 ご登録はこちらから	洪水警報の危険度分布 洪水警報の危険度分布を確認できます。 気象庁HPIはこちらから
---------------------------------	--------------------------	---	---

スマートフォンサイトへ切替

屋外でも災害情報をチェック! **ケータイサイト**
http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/k/

屋外でも災害情報をチェック! **スマートフォンサイト**
http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/sp/

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号(山口県庁12階) 山口県土木建築部 河川課 計画調整班
TEL 083-933-3776 / FAX 083-933-3789 / E-mail: a18600@pref.yamaguchi.lg.jp

本日訪問者数 00000638 累計訪問者数 09885766

山口県土木建築部河川課・砂防課・港湾課 Copyright (c) 2010 Yamaguchi Prefecture. All Rights Reserved. | [このサイトの利用について](#) |

柳井市防災メールの登録

登録をお願いします! 柳井市防災メール

柳井市では市民の方に、安全、安心に暮らしていただけるよう、防災等に関する情報「柳井市防災メール」を携帯電話等に配信しています。

登録は案内に従い簡単にできますので、多くの方の登録をお待ちしています。

配信する情報

防災だより … 市からの防災情報 (月 1 回程度)

防災情報 … 警戒レベルや避難指示などの避難情報

緊急情報 … 行方不明者情報など人命に関わる情報

地震・津波情報 … 県東部で震度 3 以上の観測時

火災情報 … 柳井市の火災情報

気象警報・注意報 … 柳井市の警報・注意報発表時

柳井市の土砂災害警戒情報 … 柳井市の土砂災害警戒情報発表時

柳井市の竜巻注意情報 … 柳井市の竜巻注意情報発表時

熱中症警戒アラート (高温注意情報) … 暑さ指数が基準値を超えたとき

あなたの大切な家族への防災メール

【メール】登録方法

QRコードを読み取るか、以下のアドレスを直接入力して空メール(件名・本文不要)を送信します。

bousai.yanai-city@raidan2.ktaiwork.jp

数分以内に、登録用URL記載のメールが届くので、メール末尾のURLをクリックします。

山口県柳井市防災メール

メルサービスの仮登録が完了しました。まだ登録は完了していませんので、以下のURLから一週間以内に本登録を実施してください。

<https://raidan2.ktaiwork.jp>

ここをクリック(押す)

登録画面へアクセスをして、取得を希望する項目へチェックをつけ、次へを押します。

ユーザー情報登録

○メールアドレス

.....@.....

○配信情報 (複数選択可) [必須]

□ 市からの防災情報

□ 地震・津波情報

□ 気象情報 (警報のみ)

...

○グループ (複数選択可) [必須]

□ 柳井地区

□ 日積地区

...

次へ

登録内容を確認して、登録を押します。

設定内容の確認

次の内容でよろしければ「登録」を、再度編集する場合は「戻る」を選択してください。

○メールアドレス

.....@.....

戻る 登録

登録完了です。

登録完了です。

以上で手続きは完了です。

* 数分以内に、登録完了のお知らせメールが届きます。

* このメールには、登録内容変更・配信解除用URLが記載されていますので、大切に保管してください。

【利用登録の注意点】

* 登録前に「yanai-city@raidan2.ktaiwork.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

* 登録は無料ですが、メール受信にかかる通信料は利用者の負担となります。

【問合せ先】柳井市 総務部 危機管理課
電話：0820-22-2111 FAX：0820-23-4595

大畠中安心メール 登録のしかた

◆「あんしんメール」ご登録方法は、アプリまたはメールアドレスのどちらでも登録できます◆



「あんしんメール」アプリでの登録

- ① 「あんしんメールアプリ」をインストール（無料）
- ② 「あんしんメールアプリ」を起動し、「新規登録」をクリック
- ③ グループ画面の「追加（画面右上）」をクリック
- ④ 下記の登録用メールアドレスのQRコードの読み取りまたはメールアドレスを直接入力し、「グループに登録」をクリック
- ⑤ 必要事項入力後「登録」をクリックし、グループ画面に登録した学校名が表示されると登録完了

① 【iPhone版】



【Android版】



QRコード



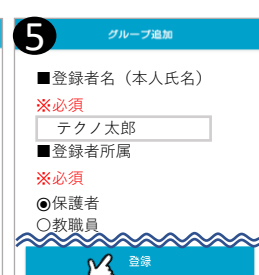
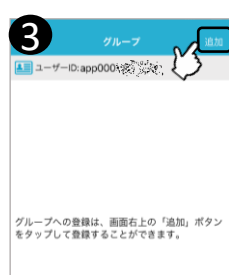
「大畠中安心メール」登録用メールアドレス

※ アプリインストールによる個人情報の収集等は一切ありません

obc@ansin-anzen.jp

← 直接入力の場合
必ず半角英数字入力

- ① 右上記のQRコードでアプリがインストールできない場合
【iPhone版】
… 「App Store」
【Android版】
… 「Playストア」
から「あんしんメール」を検索ください



メールアドレスでの登録

- ① 下記の登録用メールアドレス（QRコードまたは直接入力）へ空メールを送信

QRコード



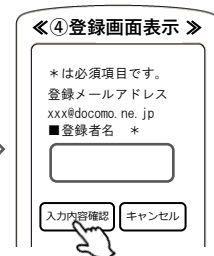
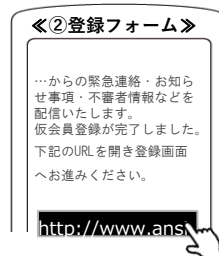
「大畠中安心メール」登録用メールアドレス

※ スマートフォンで空メールを送信する際は、件名に任意の文字（「あ」等）を入れて送信して下さい

obc@ansin-anzen.jp

← 直接入力の場合
必ず半角英数字入力

- ② 返信メール本文に記載のURLをクリック
- ③ 「本登録画面へ」をクリック
- ④ 表示された登録画面の項目を入力
- ⑤ 「入力内容確認」をクリック
- ⑥ 登録内容を確認し、「登録」をクリック
- ⑦ 「登録完了」画面が表示されると登録完了



【ドメイン指定受信設定】



【ご注意】空メールを送っても返信が来ない場合

ドメイン（anzen.jp）指定受信の設定をお願いします
※ メールアドレス指定ではありません
※ 設定ができない場合、この用紙をお持ちになり
各携帯電話ショップにて設定をお願いして下さい

● 株式会社テクノミックス(<http://tmix.co.jp/>) ●

登録方法のお問い合わせは、

①学校名 ②お名前 ③電話番号
④お問い合わせ内容 をご記入の上、
株式会社テクノミックス qa@tmix.co.jp まで
メールにてお問い合わせください。

「大畠中安心メール」協賛事業所

地域に密着して活動を行っている事業所様で、CSR（地域貢献）に、ご賛同・
ご協力いただける事業所様を1校につき4社募集（1業種1社限定）しております。

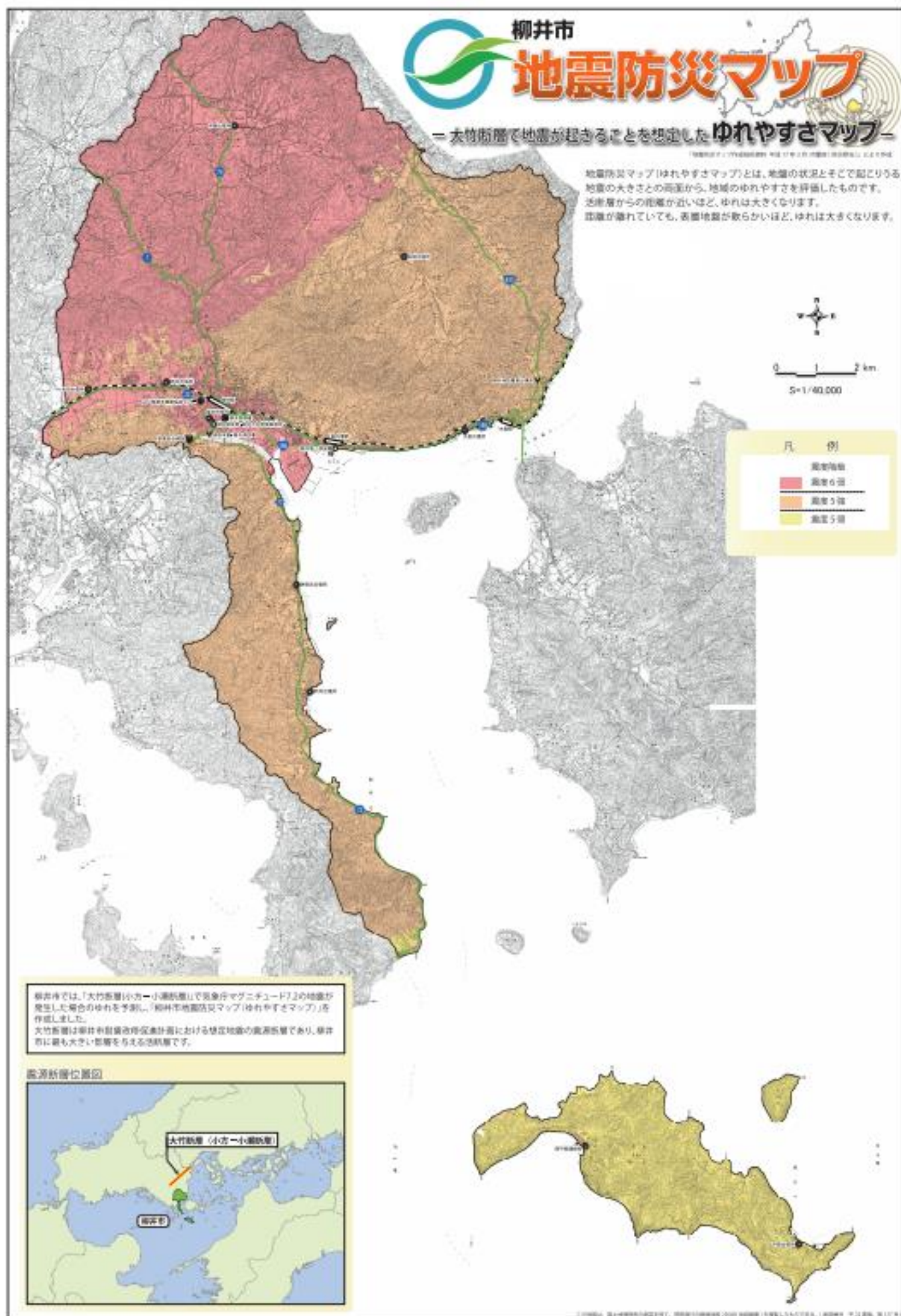
残り 3 社募集中

ゆめタウン柳井

募集中

募集中

募集中



保存版

土砂災害ハザードマップ

大島地区

- 平成27年10月30日に山口県知事告示により、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」の指定が、柳井市において実施されました。このことを受け、柳井市ではこのたび「土砂災害ハザードマップ」を更新作成しました。
- 「土砂災害ハザードマップ」は、都道府県知事による土砂災害警戒区域の指定を受け、土砂災害警戒区域等の位置や避難に関する情報の周知等を行う目的で市町村が作成するものです。
- 日頃から、危険箇所や避難経路を確認するなど、迅速な避難行動や災害応急対応を行えるよう心がけましょう。



柳井市

〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目10番2号
柳井市役所 建設部 土木課
☎0820-22-2111 <http://www.city-yanai.jp/>

平成28年(2016年)4月改訂版

地図の見方

土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊(かけ崩れ)
急傾斜地崩壊警戒区域
急傾斜地崩壊特別警戒区域
地すべり
地すべり警戒区域
土石流
土石流危険渓流
土石流警戒区域
土石流特別警戒区域

過去の浸水実績箇所
平成17年7月及び21年7月豪雨浸水実績箇所

避難場所・災害時要配慮者利用施設
避難場所
災害時要配慮者利用施設
主要な公共施設

防災関連施設
市役所・出張所・連絡所
警察署・交番・駐在所
消防署

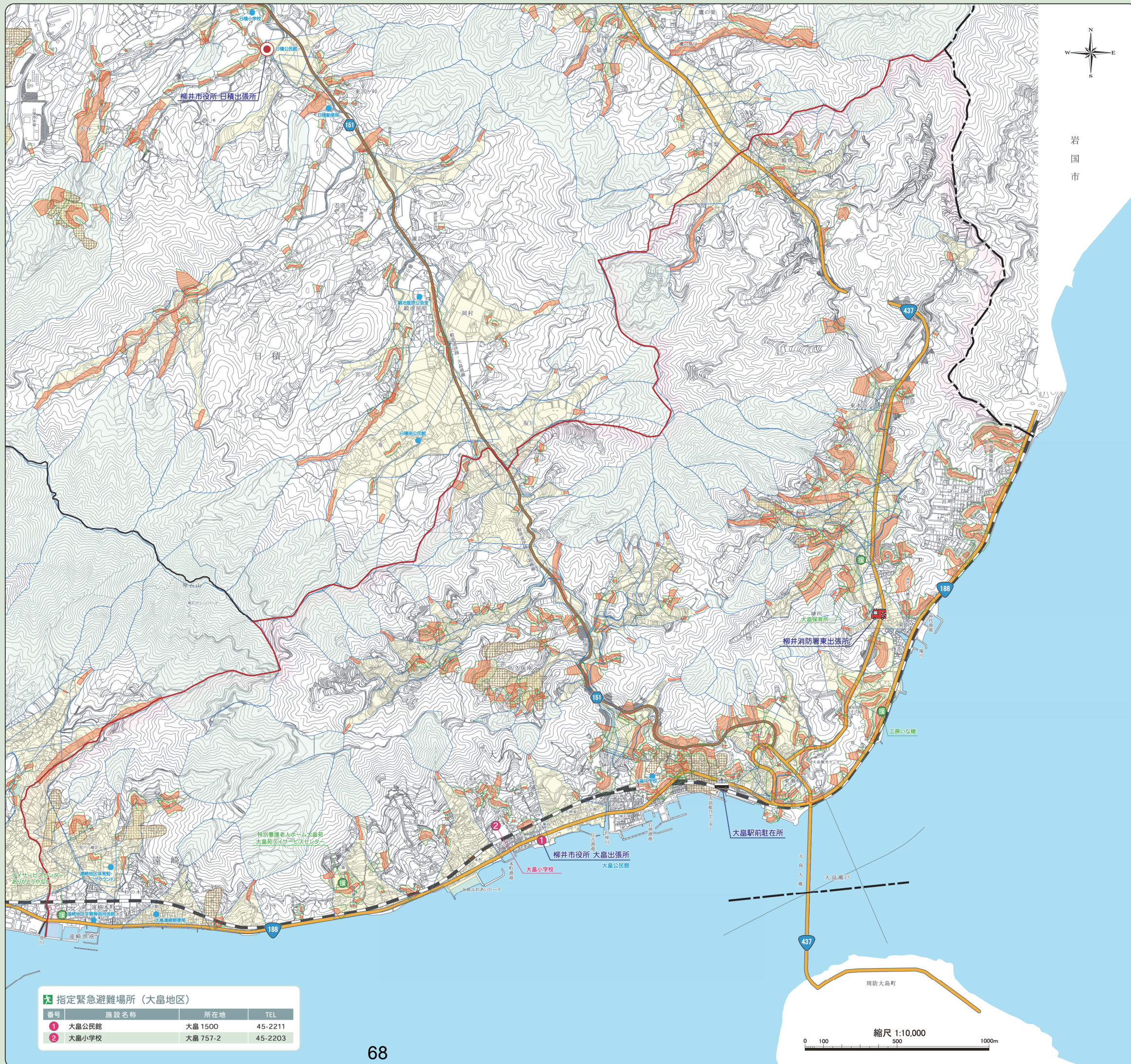
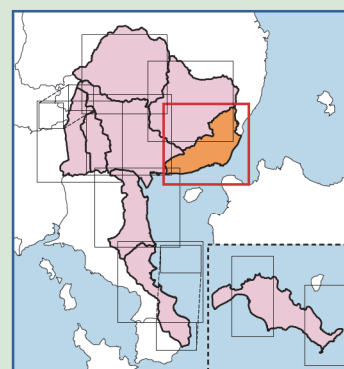
主要交通路
国道
県道
鉄道

地区境界
対象地区界
その他地区界
市町界

緊急時連絡先

施設名称	電話番号
柳井市役所	0820-22-2111 (閉庁時：22-2116)
柳井市役所 大島出張所	0820-45-2211
柳井警察署	0820-23-0110 (緊急時：110)
大島駅前駐在所	0820-45-2104
柳井消防署	0820-22-0040 (緊急時：119)
柳井消防署東出張所	0820-45-2911
柳井土木建築事務所	0820-22-0396

地図表示範囲



指定緊急避難場所 一覧

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所です

- ★ 災害の種別によっては、お住いの場所から一番近い避難場所が、避難に適さない場合があります。
★ 災害の種類ごとについて指定し「適・不適」を○と×で示しています（屋内は●）。

NO	施 設 ・ 場 所 名	住 所	電 話	災害種別ごとの適否						海 抜 m	想定収容人数	
				洪水		土砂	高潮	地震	津波		屋内	屋外
				計画 規模	想定最大規模						●	○
1	柳東小学校	柳井 964-1	22-0625	●	●	●	●	○	×	5.0	360	1,700
2	柳東文化会館	柳井 1029	23-4685	●	●	●	●	○	×	6.0	250	400
3	岡ノ上公園	姫田 2	なし	○	○	○	○	○	○	26	—	2,000
4	サンビームやない駐車場	柳井 3670-1	22-0111	○	○	○	○	○	○	10	—	1,300
5	柳井小学校	柳井 3680-4	22-0620	●	●	●	●	○	×	6.4	620	3,700
6	バタフライアリーナ (柳井市体育館) 駐車場	柳井 3714-3	23-0830	○	○	○	×	○	×	3.5	—	1,400
7	旧柳井商業高校グラウンド	柳井 3776-2	なし	○	○	○	○	○	○	10	—	5,000
8	アクティブやない	柳井 3718-16	24-0081	●	●	●	×	●	×	4.3	320	—
9	柳井市文化福祉会館	柳井 3718	22-0680	●	●	●	●	●	×	5.7	540	—
10	柳井中学校	柳井 4155	22-0405	●	●	●	●	○	●	6.7 [㊥] 11.4	670	7,500
11	南浜グラウンド	南浜 3-2-1	なし	○	○	○	×	○	×	3.2	—	8,800
12	FUJIBO 柳井化学武道館 (柳井市武道館)	南浜 3-2-3	25-3383	●	●	●	×	●	×	3.2	1,190	—
13	柳井市総合福祉センター	南町 3-9-2	22-3800	×	×	●	×	●	×	0.9	150	—
14	西福祉センター	柳井 4823-2	23-2611	×	×	●	×	×	×	3.6	180	—
15	柳北小学校	柳井 5025	22-0619	●	×	×	●	○	×	8.8	390	1,600
16	日積公民館	日積 4142-5	28-0001	●	●	●	●	●	●	65	50	—
17	日積小学校	日積 6951	28-0012	●	●	×	●	○	○	79	290	2,000
18	ふれあいどころ437	日積 4150-1	28-5437	●	●	●	●	○	○	65	90	900
19	伊陸公民館	伊陸 5856-1	26-0001	●	●	●	●	●	●	92	70	—
20	伊陸小学校	伊陸 5856-1	26-0007	●	●	●	●	○	○	92	230	1,500
21	伊陸地区体育館・伊陸グラウンド	伊陸 12442	なし	●	●	●	●	○	○	100	410	3,100
22	新庄小学校	新庄 2614	22-0597	●	●	●	●	○	×	6.3	370	2,100
23	新庄公民館	新庄 327-1	22-0069	●	●	●	●	●	×	4.2	70	—
24	アクアヒルやない	新庄 1326-1	24-0025	●	●	●	●	●	●	65	200	—
25	アデリーホシパーク (柳井ウエルネスパーク)	新庄 1326-1	24-0025	○	○	×	○	○	○	65	—	10,800

NO	施 設 ・ 場 所 名	住 所	電 話	災害種別ごとの適否						海 抜 m	想定収容人数	
				洪水		土砂	高潮	地震	津波		屋内	屋外
				計画 規模	想定最大 規模						●	○
26	やまぐちフラワーランド	新庄 500-1	24-1187	○	○	○	○	○	○	24	—	10,000
27	柳井西中学校	余田 2111	22-1531	●	●	×	●	○	○	22	410	4,200
28	余田小学校	余田 1419	22-1530	●	●	●	●	○	○	12	430	1,500
29	余田公民館	余田 1419	22-0101	●	●	●	●	●	●	12	30	—
30	柳井商工高校	伊保庄 2658	22-5533	●	●	×	●	○	○	21	700	8,900
31	伊保庄北文化会館	伊保庄 4864-18	なし	●	●	●	×	●	×	2.6	90	—
32	小田小学校	伊保庄 4853-1	22-0835	●	●	●	×	○	×	2.8	390	2,500
33	小田浜グラウンド	伊保庄 4853-2	なし	○	○	○	×	○	×	2.6	—	6,600
34	旧柳井南中学校体育館・伊保庄地区グラウンド	伊保庄 3485-1	なし	●	●	●	×	○	×	3.0	280	4,000
35	柳井南小学校	伊保庄 1429	27-0602	●	●	●	×	○	×	2.2	410	2,300
36	星の見える丘工房	伊保庄 1484-45	なし	●	●	×	●	●	●	15	40	—
37	阿月公民館	阿月 1748-2	27-0001	●	●	●	×	●	×	2.5	50	—
38	阿月地区体育館・グラウンド	阿月 1729-1	なし	●	●	●	×	○	×	2.7	180	1,000
39	平郡西埋め立て地	平郡 4698-15	なし	○	○	○	×	○	×	2.7	—	1,700
40	平郡西へき地集会所	平郡 4836-2	なし	●	●	×	●	×	×	5.0	200	—
41	平郡東小学校体育館	平郡 1843	なし	●	●	●	●	●	×	3.5	150	—
42	平郡東野積場	平郡 1938-4	なし	○	○	○	×	○	×	2.8	—	4,800
43	神代地区グラウンド	神代 4110	なし	○	○	×	○	○	○	17	—	1,100
44	大畠グラウンド	神代 1675-1	なし	○	○	×	○	○	○	53	—	6,000
45	大畠中学校	神代 4273	45-2202	●	●	×	●	○	○	32	320	1,400
46	大畠公民館	大畠 1500	45-2211	●	●	●	×	●	×	3.0	180	—
47	大畠小学校	大畠 757-2	45-2203	●	●	●	●	○	○	10	180	1,400
48	遠崎地区体育館・グラウンド	遠崎 340	なし	●	●	×	●	○	○	14	210	1,000
指定する箇所数		計		46	45	37	32	46	23	—	10,700	112,200

- ※ 施設・場所名においてグラウンド等の特に明記がない学校名の場合は、体育館及びグラウンドの両方を表す。
 ※ 土砂とは、崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。
 ※ ●は屋内、○は屋外の避難場所、「×」は避難に適さない場所を表す。
 ※ 津波は、津波浸水想定区域外であっても、海拔 10m 以下の場合は「×」とする。
 ※ 海拔は、屋内及び屋外の両施設がある場合は、低い方の高さをいう。
 ※ 柳井中学校の海拔は、グラウンドが 6.7m、体育館が 11.4m である。
 ※ 洪水、土砂及び高潮の欄は、その災害が雨に起因することが多いことから、屋内と屋外両方の施設があるものは屋内を優先表記している。
 ※ 地震及び津波の欄は、積極的な状況把握を促すため、屋内と屋外両方の施設が適する場合、屋外を優先表記している。(但し、阿月地区体育館は地震「×」)

【想定最大規模降雨の降雨条件（24 時間の総雨量）】柳井川・土穂石川：557 mm 灸川・田布施川：532 mm
 【計画規模降雨の降雨条件（24 時間の総雨量）】柳井川：305 mm 土穂石川・灸川・田布施川：232 mm